入　札　説　明　書

岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期
機械設備工事

資 料 一 覧

１．入札説明書

２．工事発注概要書

３．工事請負契約書（案）

４．競争加入者心得・工事請負契約基準

令和　６年　２月　９日

国立大学法人岡山大学

入　札　説　明　書

岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　　令和　６年　２月　９日

２．契約担当官等
　　国立大学法人岡山大学　学長　那須保友

３．工事概要等
（１）工 事 名　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事
（２）工事場所　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目５番１号（岡山大学鹿田団地構内）
（３）工事概要　工事概要図面のとおり
（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和６年８月３０日（金）まで。
（５）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。
電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid02.mext.go.jp/top）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、岡山大学長に承諾願を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（別記様式１）

４．競争参加資格
（１）国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。
（２）文部科学省における管工事に係るＢ等級又はＣ等級の一般競争参加資格（令和５・６年度）（会社更生法（平成 14 年　法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年　法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）平成２０年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、管工事としてＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、病院、又は診療所の新営又は改修（空調設備、給排水設備を含む）工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
（５）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
① ２級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級管工事施工管理技士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
② 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（６）技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）　上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（８）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（９）岡山県又は広島県に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ロ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ハ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

（ニ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

５．設計業務等の受託者等

（１）　上記４（７）の「上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・（株）森村設計

（２）　上記４（７）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

６．担当部局

〒７００－８５３０　岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当
電話番号０８６－２５１－７１２４
ＦＡＸ　０８６－２５１－７１２８
E-mail　sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

７．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。 上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、４（１）及び（３）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間：令和　６年　２月１３日（火）　９時　から
令和　６年　２月２０日（火）１２時　まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②提出場所：上記６に同じ

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加希望者は上記６に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

④提出様式：http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html
にて Word ファイルを入手可。

（２）申請書は、別記様式２により作成すること。

●申請資料提出については、下記資料も参考にすること。
施設企画部HP－入札関連様式等－入札参加書類（工事）記入例と作成上の注意事項.PDF
http://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/shisetu-pdf/kinyuurei_r040530.pdf

（３）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
なお、①の同種の工事の施工実績については、平成２０年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①同種の工事の施工実績（別記様式３）
上記４（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式３に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

②配置予定の技術者（別記様式４）
１）配置予定技術者の資格
上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格を別記様式４に記載すること。資格については、証書の写しを添付すること。
なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③契約書等の写し
①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。
ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。
記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

（４）競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

（５）競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和６年３月１日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

（６）その他
①技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された技術資料は、返却しない。
④提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤技術資料に関する問い合わせ先　　上記６に同じ

８．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
（１）競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
①提出期限：令和　６年　３月　８日（金）１２時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
②提出先　：上記６に同じ。
③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。
（２）学長は、説明を求められたときは、令６年３月１５日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

９．入札説明書に対する質問（設計図書等に対する質問を含む）

（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
①提出期間：令和　６年　２月１３日（火）　９時から
令和　６年　３月　１日（金）１２時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
②提 出 先：上記６に同じ。
③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。
（２）（１）の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ
(http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）により閲覧に供する。
①期間：令和６年３月６日（水）から令和６年３月８日（金）まで
②上記による閲覧が不可能な場合：
（イ）閲覧場所：上記６に同じ。
（ロ）閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から１６時まで。

10. 入札及び開札の日時及び場所等
（１）入札書提出期限：令和　６年　３月　８日（金）　９時から
令和　６年　３月１１日（月）１１時まで。
（２）持参による提出場所：上記６に同じ。
（３）開札日時：令和　６年　３月１２日（火）１５時
（４）開札場所：〒７００－８５３０
岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学本部棟３階入札室
（５）その他　：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等
（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
（２）代理人が入札する場合は、あらかじめ代理委任状を提出しなければならない。
（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（４）入札執行回数は、原則として２回とする。

12. 入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金　免除。
（２）契約保証金　納付。
有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上とする。
現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと（手数料は落札者が負担する）。

13. 工事費内訳書の提出

（1）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。（郵送による提出は認めない。）

（2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

（3）入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、学長等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第３１条第１２号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２．記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３．添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
４．記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５．その他未提出又は不備がある場合		

（4）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（5）工事費内訳明細書へ法定福利費を明示すること。

（6）提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

（１）契約規程第１２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

17. 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18. 契約書作成の要否等

別紙の契約書（案）により、契約書を作成するものとする。また、競争参加者又はその代理人は、落札者として決定した日から特別の事情がある場合を除き、７日以内に別冊契約書（案）により取り交わしをするものとする。

19. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき３回以内に支払うものとする。

20. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

21. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して原則７日（ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

①提出期間：令和　６年　３月１８日（月）　９時から
　　令和　６年　３月２７日（水）１２時まで
　　当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ

22. 関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

23. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

（３）技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

（５）本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。（事業協同組合についても同様とする。）

（６）第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すると。
開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

（７）落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。

（８）落札者は、上記７（３）②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（９）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

①提出期間：令和　６年　２月２１日（水）　９時から
令和　６年　３月　１日（金）１２時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②提出場所：上記６に同じ

③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

④回答書　：数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ（http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）により閲覧に供する。

（イ）期間：令和６年３月６日（水）から令和６年３月８日（金）まで

（ロ）岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合：

・閲覧場所：上記６に同じ。

・閲覧期間：上記（イ）の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から１６時まで。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

①システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク　電話：0570-001184

②ＩＣカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているＩＣカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は上記６に連絡すること。

別記様式１

紙入札方式参加承諾願

１．工事名　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

２．電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件でありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所

法人等名

代表者氏名　　印

別記様式２

競　争　参　加　資　格　確　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学
　　学長　　那　須　保　友　　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和６年２月９日付けで公告のありました岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第６条及び第７条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書　記７（３）①に定める同種の工事の施工実績を記載した書面
２．入札説明書　記７（３）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
３．入札説明書　記７（３）③に定める契約書等の写し

注）　紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手をはった長３号封筒とする。）を添えて提出すること。

別記様式３

同種の工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同種工事の判断基準		平成２０年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、管工事としてＣＯＲＩＮＳに登録済みの工事で、病院、又は診療所の新営又は改修（空調設備、給排水設備を含む）工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。
工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	年　月　日～　年　月　日
	受注形態	単体／共同企業体（出資比率　％）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	工事内容	（必要に応じて工事内容を記載する。）
ＣＯＲＩＮＳ登録の有無		有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号）・無

別記様式４

配置予定技術者の資格

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

配置予定技術者の資格

配置予定技術者の従事役職･氏名	○○技術者　　○○　　○○
法令による資格免許	（例）２級管工事施工管理技士（取得年） 監理技術者資格者証（取得年） 監理技術者講習修了証（修了年）

機　械　設　備　工　事　発　注　概　要　書

年　度			令和５年度		
工　事　名　称			岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修 Ⅱ期機械設備工事		
工　事　場　所			岡山県岡山市北区鹿田町二丁目５番１号 （岡山大学鹿田団地構内）		
完　成　期　限			令和６年８月３０日（金曜日）		
工事概要	工事範囲表	棟　名　称	中央診療棟		
		工事種別	模　様　替		
		構造・階数	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地上6階地下1階建		
		建築面積	(4,753㎡)		
		延　面　積	(17,544㎡) 改修延面積251㎡		
	工事種目	空気調和設備	一式		
		換気設備	一式		
		自動制御設備	一式		
		衛生器具設備	一式		
		給水設備	一式		
		排水設備	一式		
		消火設備	一式		
		医療ガス設備	一式		
		撤去工事	一式		

配置・案内図等	下図による
本件に関する照会先	岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当　086-251-7124

・本工事建物では、常時患者の診療等を行っているため、工事の施工においては、騒音、振動、粉塵の抑制に特に配慮した施工計画が必要である。
・本工事建物周辺は、学生、教職員、及び患者の往来が著しいため、工事車両の構内徐行を徹底するとともに、工事資材の搬入出の際には安全対策、安全管理を徹底すること。
・大学行事、入試等により作業中止を求められる日がある。
・構内入構については、有料化しているので、工事車両について考慮すること。
・敷地内は禁煙であり、工事用地内、工事車両内であっても同様とする。
・関連する建築、電気設備工事は別途発注予定である。
※詳細は別図による。

岡山大学鹿田団地配置図

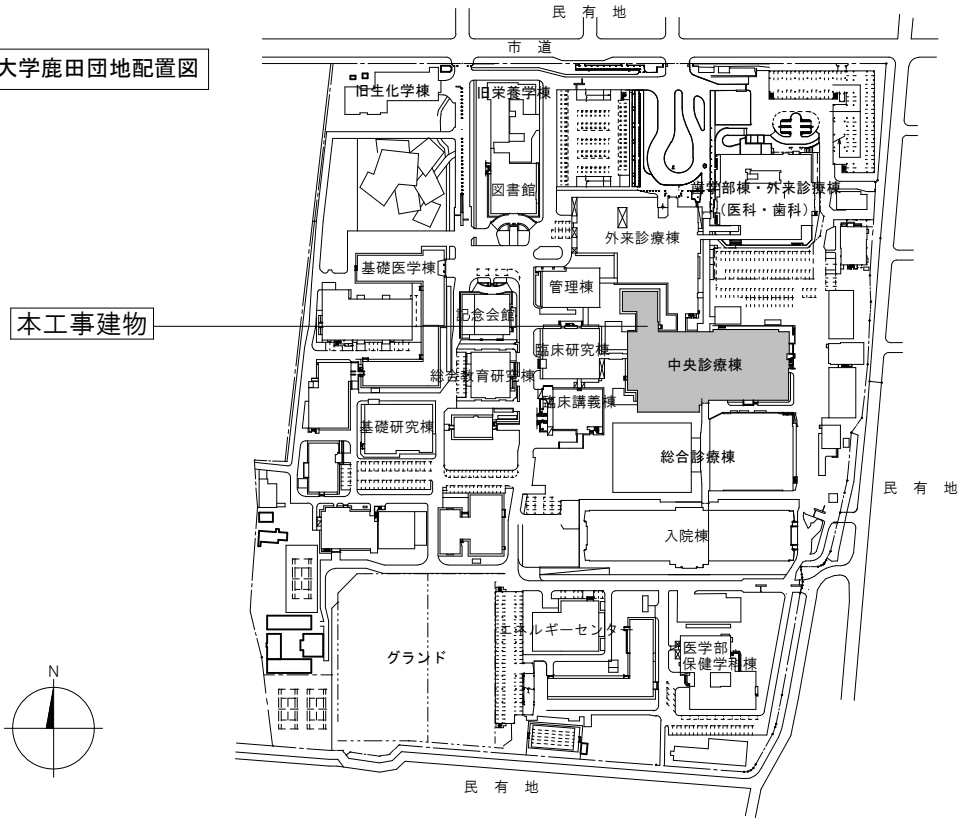

※(　　)の数値は，当該既設建物の面積とする。

岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

（概要図面）

※本図面は工事概要を示すものであり、発注図とは異なる

番　号	図　面　名			縮　尺		備　考
				Ａ１	Ａ３	
Ｍ － １	図面リスト			－	－	
Ｍ － 特１	特記仕様書（１）			－	－	
Ｍ － 特２	特記仕様書（２）			－	－	
Ｍ － 特３	特記仕様書（工事区分表）			－	－	
Ｍ － ２	案内図、配置図			1／1000	1／2000	
Ｍ － ３	建物断面図、防火区画図			1／100,1／200	1／200,1／400	
Ｍ － ４	空調・換気設備	新設、再使用機器表	（改修後）	－	－	
Ｍ － ５	空気調和設備	凡例、系統図（配管）	（改修後）	－	－	
Ｍ － ６	空気調和設備	１階平面図（配管）	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － ７	空気調和設備	２階平面図（配管）	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － ８	空気調和設備	制気口リスト	（改修後・前）	－	－	
Ｍ － ９	空気調和設備	１階平面図（ダクト）	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － １０	自動制御設備	１階平面図	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － １１	給排水衛生設備	凡例、器具表	（改修後）	－	－	
Ｍ － １２	給排水衛生設備	１階平面図	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － １３	スプリンクラー設備	１階平面図	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － １４	医療ガス設備	１階平面図	（改修後）	1／100	1／200	
Ｍ － １５	空調・換気設備	撤去機器表、参考図	（改修前）	－	－	
Ｍ － １６	空気調和設備	１階平面図（配管）	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － １７	空気調和設備	２階平面図（配管）	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － １８	空気調和設備	１階平面図（ダクト）	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － １９	自動制御設備	１階平面図	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － ２０	給排水衛生設備	１階平面図	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － ２１	スプリンクラー設備	１階平面図	（改修前）	1／100	1／200	
Ｍ － ２２	医療ガス設備	１階平面図	（改修前）	1／100	1／200	

備考	岡山大学病院　施設管理課	担当課長	担当者	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：－ A3：－	図面番号 Ｍ－１	図面枚数 ２２
					検印	図面名称 図面リスト	作製年月 令和６年２月		

岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

Ⅰ 工 事 概 要

1．工事場所　岡山市北区鹿田町二丁目５番１号　　岡山大学鹿田団地構内

2．完成期限　令和　６年８月３０日（金曜日）

3．建物概要

建　物　名　称		中央診療棟			
工　　種		模様替			
構　　造		RC造			
階　　数		地上５階			
建築基準法による	建築面積（㎡）	4,753㎡			
	延べ面積（㎡）	17,544㎡			
消防法施行令別表第一の区分		(6) 項イ			
改 修 面 積 （ ㎡ ）		251㎡			
備　　考					

4．工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別			
	中央診療棟			
●空気調和設備	一式			
●換気設備	一式			
○排煙設備				
●自動制御設備	一式			
●衛生器具設備	一式			
●給水設備	一式			
●排水設備	一式			
○給湯設備				
●消火設備	一式			
●医療ガス設備	一式			
○雨水利用設備				
●撤去工事	一式			

5．指定部分　●無　　○有　対象部分（　　）
指定部分工期　　年　月　日

6．概成工期　●無　　○有　令和　年　月　日（　曜日）
（第1編1.1.2）［第1編1.1.2］

7．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設　備　概　要
空調方式 主要熱源機器	●パッケージ形空気調和機（ＥＨＰ） ○
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ●デジタル式
給水方式	●高置タンク方式 ○加圧給水ポンプ式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○合流式　●分流式） ポンプ排水 ○有（○汚物 ○雑排水 ○湧水）　●無 排水槽　○有（計画容量　２m3）　●無 建物外放流先 （１）生活排水　●直放流下水管　（２）雑排水●直放流下水管
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ●スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結散水設備 ○連結送水管 不活性ガス消火設備 ○（　　）
ガスの種類	○都市ガス（種別13A、標準熱量45.0MJ、最低熱量43.0MJ 供給圧力　Pa、一般ガス導管事業者名　岡山ガス（株）　） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

Ⅱ 工 事 仕 様

1．共通仕様

（１）国立大学法人岡山大学工事請負等契約要領（平成16年4月1日学長裁定）別記第１号の工事請負契約基準、現場説明書、図面　３５　枚及び本特記仕様書３枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
- ● 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ● 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ● 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- ● 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
- ● 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
- ● 工事写真撮影要領(令和5年9月)

（２）建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2．特記仕様

（１）本特記仕様書の表記
　１）項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
　２）項目に記載の（第　編　．　．　）内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
　３）項目に記載の［第　編　．　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
　４）項目に記載の＜第　編　．　．　＞内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項　目	特　記　事　項
●一般共通事項	●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ●風圧力 風速（Vo=　32　m/s） 地表面粗度区分（　Ⅲ　） ●積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　34　　）
	●電気保安技術者 （第1編1.3.2） ［第1編1.3.2］	この工事現場に，下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。

項　目　名	電気保安技術者
1．第３種電気主任技術者以上の資格を有する者	●
2．１級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●
3．高等学校又はこれと同等以上の教育施設において，電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第７条第１項各号の科目を修めて卒業した者	●
4．旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●
5．公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●
6．第１種電気工事士の資格を有する者	●
7．２級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
8．第２種電気工事士の資格を有する者	○
9．短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

● 施工条件 （第1編1.3.3） ［第1編1.3.3］	・ 大学構内での喫煙は厳禁とする。(屋外・車中を含む。) また、敷地外であっても大学周辺での喫煙については慎むこと。 ・ 騒音・振動・粉塵の発生を伴うと予想される作業実施の際には、その発生を抑制する工法を採用すること。やむを得ず騒音・振動・粉塵の発生を伴うと予想される工法を使用する場合は、第三者にその影響を及ぼさない措置を講じること。 ・ 本工事場所周辺の構内建物では、工事期間中に置いても通常の診療・教育・研究等を行っているため、工事施工においては、その教育・研究等に配慮した施工計画をたて、監督職員の承諾を受けること。 ・ 分離発注される建築工事、電気設備工事の受注者と工程・施工区分等について事前に協議を行い、合意に基づく施工計画により作業を実施する。
● 環境への配慮 （第1編1.4.1） ［第1編1.4.1］	(1)本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
●機材の品質等 （第1編1.4.2） ［第1編1.4.2］	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材名が記載された製造業者等は、以下に指定する事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、以下に指定する事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材名

● 機材の検査等 機材の検査に伴う試験 （第1編1.4.5～6） ［第1編1.4.5～6］	監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機　材　名	検　査	試　験	備　　考
機　器　全　般	●	○	
	○	○	
	○	○	

●施工調査 ［第1編1.5.1～3］	事前調査 ●本工事　　○別途 調査内容 調査項目　●既存調査 調査範囲　○図示　●工事対象エリア 調査方法　○図示　●目視
○技能士 （第1編1.5.2） ［第1編1.6.2］	下記の職種及び作業に適用する。
● 施工の検査等 検査に伴う試験・立会い等 （第1編1.5.4～6） ［第1編1.6.5～7］	下記の施工部分は，監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。

施　工　部　分	検　査	立　会	試　験	備　　考
医療ガス設備	●	○	●	
	○	○	○	
	○	○	○	

○ 技術検査 （第1編1.6.2） ［第1編1.7.2］	
●完成時の提出図書 （第1編1.7.1～5） ［第1編1.8.1～6］	工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名　　称	体　裁　等
●　完　成　図	CADデータ（電子納品）及び電子データ（PDF）
○　　〃	原図 ○ A1版（　　部）　○ A3版（　　部）
○　　〃	複写図 製本（A4版黒厚紙表紙金文字入り）（　　部）
●　　〃	複写図 仮製本 ● A1版（　２部）　● A3版（　２部）
●　施　工　図	CADデータ（電子納品）及び電子データ（PDF）
●保全に関する資料 試験成績書	○紙媒体（　　部）●電子データ（PDF,Excel,Word）
● 機 器 完 成 図	○紙媒体（　　部）　●電子データ（PDF）
●諸手続書類（写）	○紙媒体（　　部）　●電子データ（PDF）
● 工　事　写　真	●紙媒体（　１部）　●電子データ（JPEG）

※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。
電子納品は次による。
（１）貸与する設計図CADデータの著作者名：（株）森村設計
　　ファイル形式：　JWW
　　貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図以外に使用しないこと。
（２）電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。
（３）電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。
（４）提出方法及びファイル形式は以下による。
　　CADデータ：JWW、DXF及びPDF
　　提出方法：CD又はDVDに保存し、２部提出する。

●石綿含有材料の事前調査 ［第1編4.1.2］	工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。
●他工事又は他工種との取り合い	図面に特記なき場合は、工事区分表による。
●電動機 （第2編1.2.1） ［第2編1.2.1］	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
●電源周波数	○５０Hz　　●６０Hz
●容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
●総合試運転調整 （第2編1.3.1～3） ［第2編1.3.1～3］	●本工事　　○別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ●飲料水の水質の測定 ○雑用水の水質の測定 ○
●足場その他 （第2編4.1.1） ［第1編2.2.1］	●別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。（　　図参照） ○内部足場（　○　種　　○　種）○外部足場（○　種　　○　種） 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○埋め戻し土・盛土 （第2編4.2.1） ［第2編7.1.1］	○根切り土の良質土　　○山砂の類 以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。 ○　埋設配管 ○ ○
○建設発生土の処理方法 （第2編4.2.1） ［第2編7.1.1］	○構内敷きならしとする。　　○構外に搬出し、適切に処分する。
●耐震措置	設備機器の固定は、次によるほか、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 （１）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の重量[kN]（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に、地域係数 0.9 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

	機器種別	●特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
［名称：受水槽、記号：ＴＷ－１］［名称：　　、記号：　　］
［名称：給水ポンプ、記号：ＰＷＵ－１］［名称：　　、記号：　　］
［名称：　　、記号：　　］［名称：　　、記号：　　］
［名称：　　、記号：　　］［名称：　　、記号：　　］
［名称：　　、記号：　　］［名称：　　、記号：　　］

（２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

●配管 （第2編第2章） ［第2編第2章］ ＜第2編1.1.1＞ ＜第2編2.1.1＞	（１）ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ●呼び径６０Ｓｕ以下（●ＳＡＳ３２２を満足した拡管式管継手） （２）溶接部の非破壊検査　●不要　○要（　　）
○地中埋設標等 （第2編2.7.1～3）	（１）地中埋設標　　●要（図示による）　　○不要 （２）埋設表示テープ　●要（排水管を除く）　○不要
○絶縁継手 （第2編2.2.12） ［第2編2.1.1］	図示の位置に取り付ける。
●試験 （第2編2.9.1～5） ［第2編2.7.1～5］	既設配管を含む部分の試験○要（方法及び圧力：　　） ●不要
●保温 （第2編3.1.1～6） ［第2編3.1.1～3］	標準仕様書第２編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ●給水管床下ピット及び共同溝内の保温種別は保温なしとする。 ○共同構内の保温種別は下記による。 ダクト：　　配管：
●塗装 （第2編3.2.1） ［第2編3.2.1］	次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。 ●屋外：●露出排水・ダクト（●指定色塗装　○　　） ●金属電線管　（●溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上げ[付着量300ｇ/㎡以上] ○指定色塗装） ○屋内：○金属電線管　（○溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上げ　○指定色塗装）
●電線類 （第2編4.7.1）	電線及びケーブルは、エコマテリアル仕様とする。
●既存躯体への穿孔 ［第2編5.2.1］	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 ○走査式埋設物調査　　○放射線透過検査

備考	岡山大学病院　施設管理課	工事名：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺：Ａ１：－　Ａ３：－	図面番号：特－1
		図面名称：機械設備工事　特記仕様書（１）	令和　５年度	

●空気調和設備

●設計温湿度

	外気		屋内					
	一般系統		一般系統		個別系統(目標値)			
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度
夏季	35.5℃	51.7%			26℃	成行	℃	%
冬季	0.0℃	67.4%			22℃	成行	℃	%

※図示によるものとし、ＪＩＳ条件とする。

○鋼板製煙道
（第3編1.1.3）
［第3編1.1.1］
鋼板厚（○３．２㎜　○４．５㎜）

●ダクト
（第3編1.14.1～3）
［第3編1.2.1］
●低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500㎜以下の部分）
○アングルフランジ工法　　）
●スパイラルダクト（●低圧　○　　）
○高圧１ダクト（範囲は図示による。）

○チャンバー
（第3編1.14.4）
［第3編1.2.1］
（１）内貼を施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。
（３）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーは雨水の滞留のないように施工する。

●ダンパー
（第3編1.15.6～14）
［第3編1.3.1］
（１）防煙ダンパー　　復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC24V)
（２）ピストンダンパー　復帰方式 遠隔式

●配管材料
（第2編2.1.1～2）
［第2編2.1.1］
＜第2編2.1.1＞
配管材料は（　○下記による。　●図示による。）
（１）蒸気管　給気管　○
　　還管　○
（２）油管　○
（３）冷温水管　○
（４）冷却水管　○
（５）ドレン管　○
（６）冷媒管　○

○弁類
（第2編2.2.1～6）
［第2編2.1.1］
○図面に特記なき場合の耐圧は、ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ とする。
○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往･還）には、ボール弁を取付ける。
○

●保温及び消音内貼
（第2編3.1.1～2）
［第2編3.1.1］
［第2編3.1.3］
標準仕様書第２編３．１．４によるほか、次による。
○蒸気還り管の保温不要（屋内露出は除く。）
●還気ダクトの保温要（保温の厚さ２５㎜、範囲は図示による。）
○外気ダクトの保温要（保温の厚さ２５㎜、範囲は図示による。HEXのSA含。）
○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。（エア抜き弁以降の配管は除く。）
●暗渠内（ピット内を含む）の空調用ドレン管は保温（○有　●無）とする。
●冷媒管の保温外装は次による。
●図示による　（屋上室外機までの冷媒ダクト部）
●屋内露出箇所　（●配管用化粧カバー　　）
●屋外露出箇所　（●SUSﾗｯｷﾝｸﾞ　　）

●換気設備

●ダクト
（第3編1.14.1～3）
［第3編1.2.1］
＜第3編1.2.1～4＞
●低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500㎜以下の部分）
○アングルフランジ工法　　）
●スパイラルダクト（●低圧　○　　）
○高圧１ダクト（範囲は図示による。）
○厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第３編２．２．２．２のダクトの板厚の項より１番手厚いものとする。（範囲は図示による。）

●ダンパー
（第3編1.15.6）～14）
［第3編1.3.1］
空気調和設備の当該項目による。

○シールする排気ダクトの系統
○厨房系統　○浴室（シャワー室、脱衣所を含む）
○

○チャンバー
（第3編1.14.4）
［第3編1.2.1］
空気調和設備の当該項目による。

●保温
（第2編3.1.4）
［第2編3.1.3］
○全熱交換ユニット用の外気取入れダクトの保温は隠蔽仕様とし、全系統とする。
○全熱交換ユニット用の排気用ダクトの保温は不要とする。
○（　○厨房　○湯沸室　）の隠ぺい部ダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。

○排煙設備

○ダクト
（第3編1.14.1）
［第3編1.2.1］
○亜鉛鉄板　○普通鋼板（厚１．６㎜）

○排煙口の形式
○パネル形　（○天井取付　○壁取付）
○スリット形（○天井取付　○壁取付）
○ダンパー形（○天井内取付　○　　）

○排煙口開放及び復帰方式
○電気式（遠隔操作 ○要　○不要）
排煙口から手動解放装置への配線は、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による耐熱・耐火ケーブルとする。

○排煙風量測定
建築設備定期検査業務基準書　２０１６年版（(一財)日本建築設備･昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準じる。

●自動制御設備

●システム構成その他
別図による。

●電気計装用配線
（第4編1.5.1）
［第4編1.2.1］
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

●衛生器具設備

○自動洗浄装置及びその組み込み小便器
○個別感知フラッシュ方式（○ＡＣ電源　○自己発電）

●自動水栓の電源種別
（第5編1.1.7）
［第5編1.1.1］
●ＡＣ電源　○自己発電　○

●衛生器具ユニット
（第5編1.1.3）
［第5編1.1.1］
別図による。

●給水設備

●配管材料
（第2編2.1.2）
［第2編2.1.1］
配管材料は（　○下記による。　●図示による。）
（１）一般配管　○
　　○
（２）地中配管　○
　　○
（３）水道直結配管　○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は（○　　）とし、他の部分は（１）による。

○量水器
（第2編2.2.16）
［第2編2.1.1］
○親ﾒｰﾀｰ（○現地表示式(○電文式　○ﾊﾟﾙｽ式)　○遠隔表示式）
　　（○買取り　○　　）
○子ﾒｰﾀｰ（○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式　○ﾊﾟﾙｽ式)）
　　（○買取り　○　　）

○量水器桝
（第5編1.8.4）
［第5編1.1.1］
○水道事業者指定品（○ 貸与品　○買取り）　○標準図ＭＣ形

●弁類
（第2編2.2.1～6）
［第2編2.2.1］
●図面に特記なき場合の耐圧は、５Ｋ とする。
○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○水道直結部分の耐圧は、１０Ｋとする。

○水栓柱
（第2編2.2.23）
［第2編2.1.1］
○

○管の地中埋設深さ
（第2編2.7.2）
［第2編2.5.2］
埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、
車両通行部分は（○６００㎜　○　　㎜）
その他の部分は（○３００㎜　○　　㎜）以上とする。

○建築物導入部
●建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領　）による。
（○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ））
○別図による。

○引込納付金等
○要（○本工事（　　）　○別途）　○不要

○その他
水道事業管理者に給水装置申請を行うこと。

●排水設備

●配管材料
（第2編2.1.2）
［第2編2.1.1］
＜第2編2.1.1＞
配管材料は（　○下記による。　●図示による。）
（１）屋内　雑排水管(合流)　○　　雑排水管(給湯室系統)　○
　　汚水管　○
　　通気管　○
　　ﾎﾞﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ管　○
（２）屋外　第一桝まで　○
　　○
　　桝間　○

●台所流し等の排水管
大便器、小便器、洗面器及び掃除流し等との接続管は、ビニル管（ＲＦ－ＶＰ）とする。

○満水試験継手
図示の位置に取り付ける。

○放流納付金等
○要（本工事（　　）　○別途）　○不要

○その他
排水設備等計画確認申請書の提出を行うこと。

○給湯設備

○配管材料
（第2編2.1.2）
［第2編2.1.1］
配管材料は（　○下記による。　○図示による。）
○

○弁類
（第2編2.2.1～6）
［第2編2.2.1］
○図示による。（特記なき場合の耐圧は、５Ｋ とする。）
○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

○保温
（第2編3.1.5）
［第2編3.1.3］
湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 ３．１．５表２．３．５のｈ・（イ）・Ⅸとする。

●消火設備

●配管材料
（第2編2.1.2）
［第2編2.1.1］
配管材料は（　○下記による。　●図示による。）
（１）屋内消火栓　一般配管　○
　　地中配管　○
（２）連結送水管　一般配管　○
　　地中配管　○
（３）　○

○屋内消火栓種別
（第5編1.5.2）
［第5編1.2.1］
○広範囲型２号消火栓　●易操作性１号消火栓　○１号消火栓
○２号消火栓

○屋内消火栓開閉弁
（第5編1.5.2）
［第5編1.2.1］
○１０Ｋ

○地中埋設配管の接合
外面被覆鋼管の呼び径１００Ａ以下はねじ接合とする。

○保温
（第2編3.1.5）
［第2編3.1.3］
○屋外露出部分　○有（○ｅ２・(ハ)・Ⅶ　○　　）　○無

○不活性ガス消火設備
（第5編1.5.6）
［第5編1.2.2］
別図による。

○泡消火設備
（第5編1.5.8）
別図による。

○ガス設備

○配管材料
（第6編2.1.1）
［第6編2.1.1］
（第6編3.1.1）
配管材料は（　○下記による。　○図示による。）
○都市ガス　一般ガス導管事業者の供給規定による。
○液化石油ガス

○メーター
（第6編2.1.7）
［第6編2.1.1］
○親メーター（○実測式　○パルス式　）（○貸与品　○　　）
○子メーター（○実測式　○パルス式　）（○買取り　○　　）

○ガス漏れ警報器
（第6編2.1.3）
［第6編2.1.1］
○本工事（図示による）　○別途工事
外部警報端子（○無　○有　）

●医療ガス設備工事

●一般事項
（第11編1.1.1～3）
１）ガスの種別は、下記による。
●　酸素　○　亜酸化窒素（笑気）　○　治療用空気　○　二酸化炭素
●　吸引（●　水封式　○　油回転式）　○麻酔ガス排除（排ガス）
○　圧縮空気（○　治療用　○手術機器駆動用）
○　手術器械駆動用窒素

●機　材
（第11編2.1.1～3）

●施　工
（第11編2.2.1）～2.3.1）

○特殊ガス等設備工事

○一般事項
＜第5編1.1.1～2＞
１）ガスの種別は、下記による。
○窒素ガス（○高純度　○一般）　○ヘリウムガス（○高純度　○一般）
○水素ガス（○高純度　○一般）　○酸素ガス（一般）
○アルゴンガス（○高純度　○一般）　○炭酸ガス（一般）
○圧縮空気（○高純度　○一般）　○圧縮空気（空気圧縮機）

○機　材
＜第5編2.1.1～2.4.3＞

○施　工
＜第5編3.1.1～3.2.8＞

○雨水利用設備

○システム構成その他
別図による

○配管材料
（第2編2.1.2）
［第2編2.1.1］
配管材料は（　○下記による。　○図示による。）
（１）一般配管　○
（２）集水管　○

○量水器
（第2編2.2.16）
［第2編2.1.1］
○遠隔表示式（パルス式）　○現地表示式（直読式）

○弁類
（第5編1.9.1）
［第5編1.1.1］
○図面に特記なき場合の耐圧は、５Ｋ とする。

○さく井設備

○事前調査
（第7編1.2.1）
下記の項目について事前調査を行う。

○揚水井
○既設井分布調査
○法的規制調査
○地表探査
（探査方法：電気探査の比例抵抗法）
（測定方式：直流型方式）
（解析方法：標準曲線法）

○地中熱交換井
○既設井分布調査
○法的規制調査
○地質情報の収集、整理
○代表井による熱交換効率の把握
（熱応答試験方法：　　）
○周辺環境調査（騒音・振動測定）

○掘削
（第7編2.1.1）
（第7編3.1.1）
掘削工法は下記による。
○パーカッション式
○ロータリー式
○ダウンザホールハンマ式
○回転振動式
○ロータリーパーカッション式

○試験
（第7編3.1.4）
地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。

●撤去工事

●撤去内容
［第1編4.1.1～4.2.4］
図示による。

●発生材の処理等
［第1編5.1.1～2］
発生材の処理は、下記による。
(1)　引渡しを要するもの
　1）品　　名
　2）引渡し先
　3）集積場所
　4）集積方法
(2)　特別管理産業廃棄物
　1）品　　名：ダクト用ガスケット　　2）処理方法：埋め立て処理
(3)　現場において再利用するもの
　1）品　　名　パッケージ型空調機
　2）使用場所　図面記載のとおり
(4)　再生資源化するもの
　1）品　　名：コンクリート
(5)　その他の発生材
　1）品　　名：冷媒ガス、鉄くず、保温材　2）処理方法：関係法令に基づき適切に処分

備考	岡山大学病院　施設管理課	工事名称：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺：Ａ１：－　Ａ３：－	図面番号：特－2
		図面名称：機械設備工事　特記仕様書（２）	令和　５年度	

工事区分表

1．●印の付いたものを適用する。
2．●が重複する項目は、それぞれの区分が必要とする工事を自ら行う。
3．区分機械を本工事とする。

項目 名称	区分 摘要	建築	電気	機械	土木	備品	備考
コンクリート穴あけ	梁、壁木製型枠入	●					墨出し、補修除く
〃	壁スリーブ入れ	●	●	●			ボイド等
〃	床スラブ木製型枠入						墨出し、補修除く
〃	床スラブスリーブ入れ	●	●	●			ボイド等
同上開口部補強	鉄筋切断及び補強筋入れ	●					
配管ダクト類の防水貫通部補修		●					
ＡＬＣパネルの穴あけ、補修	ダクト等の貫通部						
ＰＣ版の穴あけ	スリーブ入れ						
同上補修							
インサート	ＰＣ版						
インサート	コンクリート床	●	●	●			
天井点検口	点検口取付及び、開口部補強	●					ボード切込、墨出し共
軽量鉄骨下地開口部墨出し	電気設備関係開口部		●				照明器具等
〃	機械設備関係開口部			●			空調吹出口
軽量鉄骨下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開	●					照明器具、空調吹出口給排気、ガラリ等
開口補強を必要としないボード等の切開		●	●	●			ボード切込、墨出し共
特殊仕上材の天井、壁、床に取付ける器具等の穴あけ加工		●					石、金属パネル等
盤等重量物の下地補強	露出形器具取付用	●					
床点検口	点検口取付及び、開口部補強	●					墨出し共
防火区画貫通部補修		●	●	●			モルタル充てん等
機器・配管取付後の壁、床等の補修		●	●	●			配管、コンセントボックス等既設撤去後、不要箇所のアク埋め含む
流し台、ミニキッチン本体、水切	ステンレス製（含む排水金具）	●					水切り板、同穴あけ共
同上用配管接続	給排水用			●			
流し台	陶器製			●			
洗面器等取付化粧板		●					配管用ライニング
ルーフドレン							
竪樋	防露工事共						第１桝までの配管
雨水排水管	第１桝から排水幹線までの配管						※　第１桝を含む
〃	幹線の配管						
生活排水、実験排水管	建物及び第１桝までの配管			●			第１桝までの配管
〃	第１桝から排水幹線までの配管						※　第１桝を含む
〃	幹線の配管						
大型機械基礎							
同上基礎上鉄骨架台							
機器用アンカーボルト	ボイラ等機械設備関係機器			●			墨出し、型枠入れ共
〃	自家発電機等電気設備関係機器		●				墨出し、型枠入れ共
一般機器類の基礎	仕上げ共	●					
屋外自立盤の基礎	仕上げ共						
屋外貯油槽	地下式						
共同溝	歩床コンクリート						
建物、共同溝接続トレンチ							
同上接続部止水板							
各種槽類	コンクリート製						
〃	ＳＵＳ、ＦＲＰ、鋼製						
〃	屋外大型のものの基礎						
〃	屋上設置のものの基礎						
換気扇取付	ダクトのあるもの						天井扇等
〃	壁、サッシ等への取付（材共）						フード取付共
同上用スイッチ							
同上用電源配線							
同上用枠、取付板等	木製、アルミ製、鉄製						
全熱交換器							
同上用スイッチ							
外壁取付ガラリ	給排気用	●					
内壁取付ガラリ		●					遮光ガラリ共
ガラリへの給排気							
ダクト接続							
煙感知器連動防火戸		●					
同上用レリーズ	配管配線、ボックス共		●				
同上用煙感知器	リレー及びリレーまでの配管配線共		●				
排煙防火ダンパー	リレー取付まで①						
煙感知器連動シャッター	リレー取付まで②						
煙感知器連動防煙垂れ壁	リレー取付まで③						
上記①～③用煙感知器	リレーまでの配管配線共						

項目 名称	区分 摘要	建築	電気	機械	土木	備品	備考
道路側溝用排水	Ｌ型・Ｕ型と管敷設						
制御盤	制御盤以降の配管、配線共						接地共
同上用電源配線	１次側接続まで						
屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤			●			
屋内消火栓起動リレー			●				
同上表示灯及び起動装置			●				
自動火災報知器			●				
連結送水口	座板共						
独立煙突							
同上煙道	鋼板製						
同上雷保護設備							
配管配線用ピット							
盤、配管、ダクト、	フリーアクセスフロア等	●					
配線用の二重床開口							
コンクリートシャフト							
点検口							
天井フック							
機械室、電気室の							
防音遮音処理							
特殊サイズ鏡							
化粧用洗面器、鏡				●			
雷保護設備							
保守管理用タラップ、							トレンチ、床下部、
はしご							屋上
室内テレビ用吊金物							
テレビアンテナ	取付共						
同上用基礎							
グリストラップ及び	コンクリート製						
ガソリントラップ	ステンレス鋼板製						
電動シャッターの配管配線	二次側。操作盤、押釦取付共						
同上用電源配線	一次側接続まで						
自動扉の配管配線	二次側						
同上用電源配線	一次側接続まで						
電気錠操作盤	読取装置共						
同上配管配線							
電気錠	配管配線、接続ボックスまで						※建具表参照
同上配管配線	操作盤～接続ボックスまで						
中央監視装置本体	関係機器、関係機器間配線を含む						
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用信号線	各メーターから装置まで						
ユニットバス本体	据付共						
同上用電源配線	一次側接続まで。ＳＷの取付配線共						
同上用配管	接続まで						
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、	現場製作						
シールド、防音、							
無響室等の内装							
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共						
同上用配管	接続まで						
冷蔵、冷凍、恒温恒湿、	プレハブ型						
シールド、防音、							
無響室等の内装							
同上用電源配線	一次側接続まで						
同上用照明・コンセント	電源配管配線、接続ボックス共						
同上用配管	接続まで						
芝生、種子吹付け							
法枠、モルタル吹付け							
コンクリート擁壁							
植栽							
衛生器具ユニット							
身障者手摺							
壁掛フック							
紙巻器							
ハンドドライヤー							
チェンジングボード							
電気温水器							
排水目皿							
消火器							
消火器ボックス							
カーテン							
ブラインド							
ロールスクリーン							
カーテンボックス							
ブラインドボックス							
ロールスクリーンボックス							
実験機器							
緊急シャワー							
避雷針							
同上基礎							

	項目 名称	区分 摘要	建築	電気	機械	エレベーター	備考
昇降機関連	昇降機設備本体	三方枠、同取付後の壁補修まで（トロ詰め）					
	同上用機械室	天井フック、床シンダーコンクリート、防塵塗料、搬入用等開口、換気ガラリ共					
	同上用監視盤						
	同上換気扇取付						
	機械室換気扇取付	サーモ、スイッチ共					
	各種信号用制御線	停電用、火災用等					
	三方枠周囲の壁仕上						
	各階出入口用開口	敷居取付持出し共					
	昇降路内中間ビーム設置						
	ピット内防水						
	動力、照明要電源、接地引き込み						
	コンセント設置	ピット内、機械室内					
	インターホン配線	シャフト外、監視盤～制御盤					
		シャフト内、制御盤内接続共					
	非常放送用スピーカー						
	同上用配線	シャフト外、ＡＭＰ～制御盤					
		シャフト内、制御盤内接続共					
	監視カメラ						
	同上用配線	シャフト外、監視制御装置～制御盤					
		シャフト内、制御盤内接続共					
	点検用タラップ	ピット内					

	項目	区分	建築	電気	機械	エスカレーター	備考
エスカレーター設備	搬入口、据え付け用穴明け、同復旧						
	フレーム受け用枠						
	吊込穴、フック、復旧工事						
	転落防止柵、網、仕切り板						
	三角ガード						
	天井目地、床、回り仕上げ						
	スプリンクラー等						
	防火シャッター						
	床部照明工事						
	下部機械室耐火構造及び防水工事						
	機械室受電盤までの動力線、電灯線、接地線の配管配線						
	点検用電源の機械室までの引き込み配管配線						
	シャッター及びエスカレーター電気インターロック用接点の供給及び配管配線工事（必要な場合）						
	監視盤との信号用配管配線工事						

	項目	区分	建築	電気	機械	クレーン	備考
クレーン設備	走行レール、ストッパー						
	クレーン点検台及びはしご						
	走行用給電装置						
	電気工事（電源盤以降２次側）						

機器・材料の指定
機器・材料は、下記の製造業者の製品、又はこれと同等品以上と認められる製品とする。

機器名	製造業者名
ビル用マルチエアコン	ダイキン工業（株）、東芝キャリア（株）、三菱重工冷熱（株）、三菱電機（株）
パッケージエアコン	日立グローバルライフソリューションズ（株）、パナソニック（株）
衛生器具	（株）LIXIL、TOTO（株）
スプリンクラー設備	ニッタン(株)、能美防災(株)、ホーチキ(株)
医療ガス設備	エア・ウォーター防災(株)、セントラルユニ(株)、エフエスユニ(株)
ガス設備	岡山ガス(株)

備考

岡山大学病院　施設管理課

工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 Ａ１：－ Ａ３：－	図面番号 特－3
図面名称 機械設備工事　特記仕様書（３）	令和　５年度	

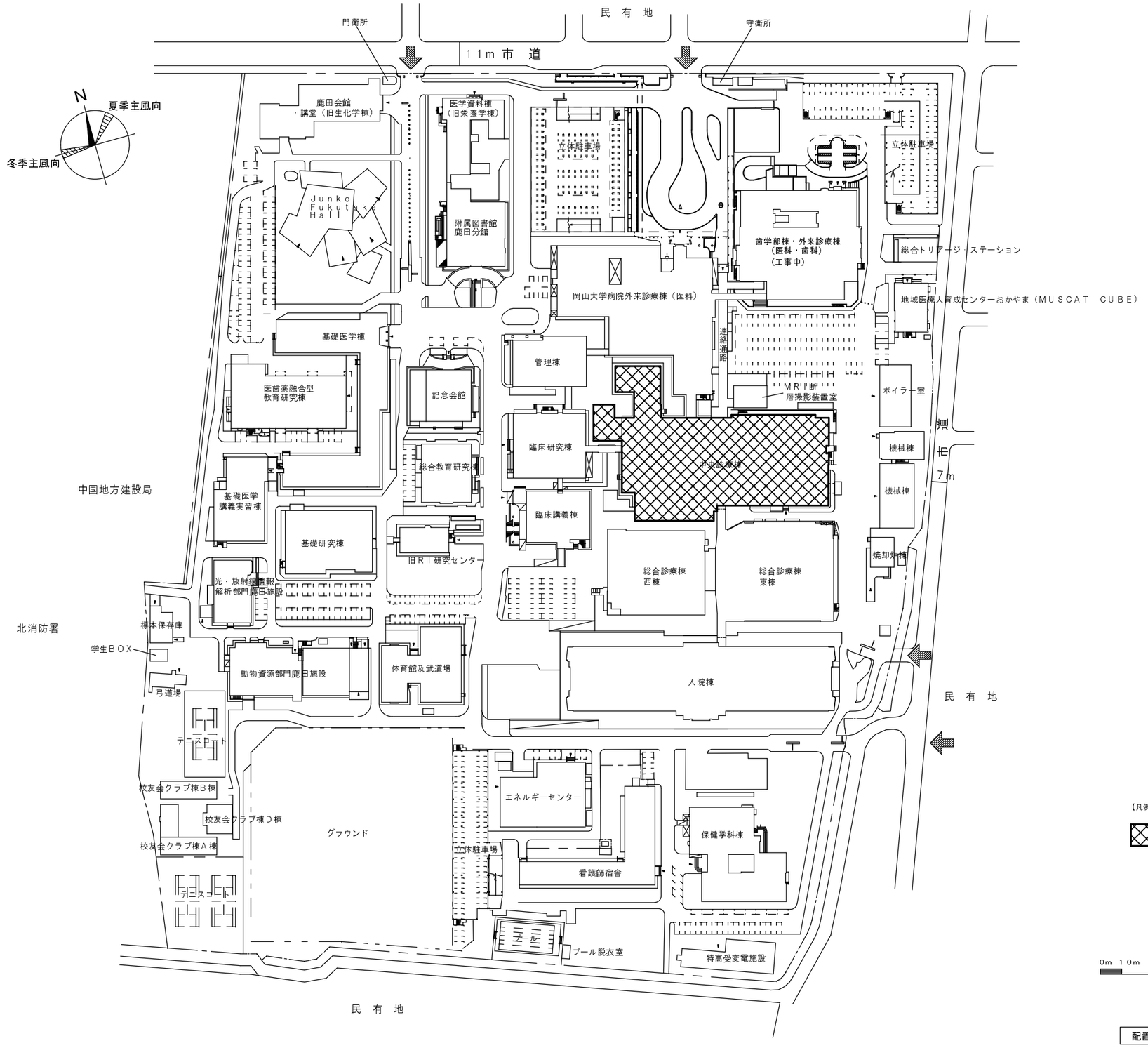

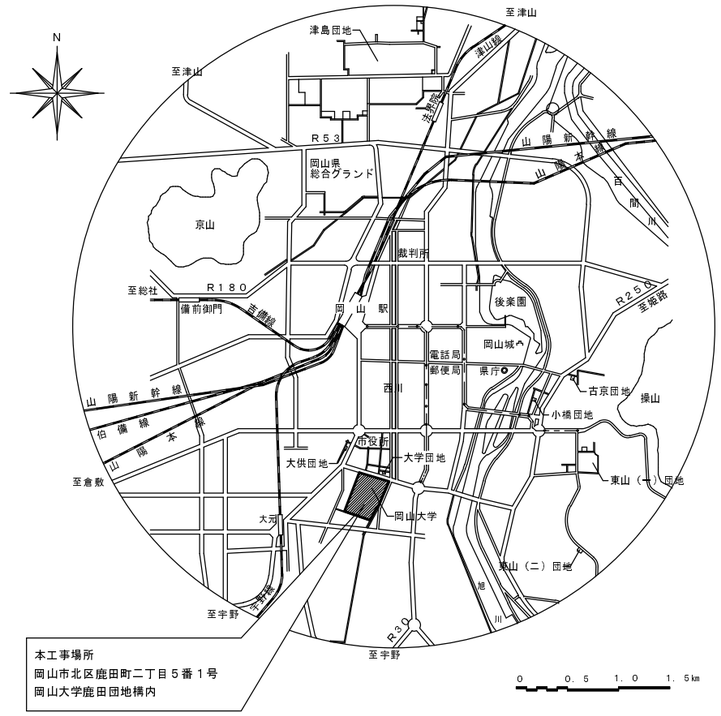

本工事場所
岡山市北区鹿田町二丁目５番１号
岡山大学鹿田団地構内

敷地案内図

【凡例】

工事建物

0m 10m 30m 50m 100m

配置図 S＝1／1000

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村 潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/1000 A3:1/2000	図面番号 M－2	図面枚数 22
			検印	図面名称 案内図、配置図	作製年月 令和６年２月		

【凡　例】

	防火区画：竪穴区画
	防火区画：１時間耐火
	防火上主要な間仕切壁
	工事対象外範囲を示す

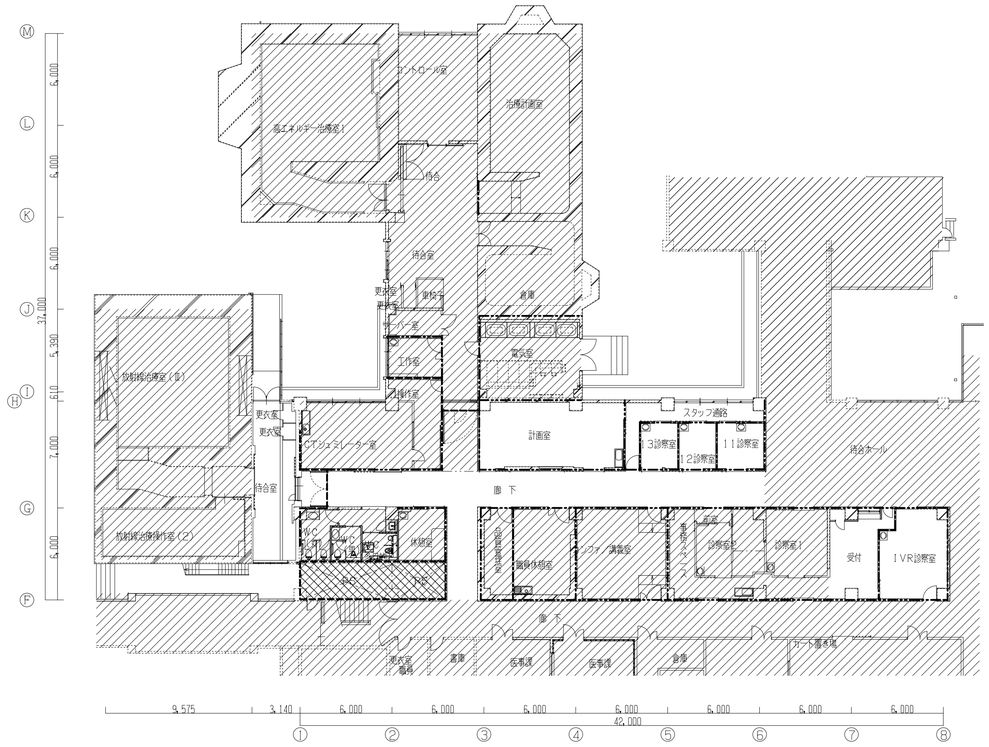

１階防火区画図　Ｓ＝１／２００

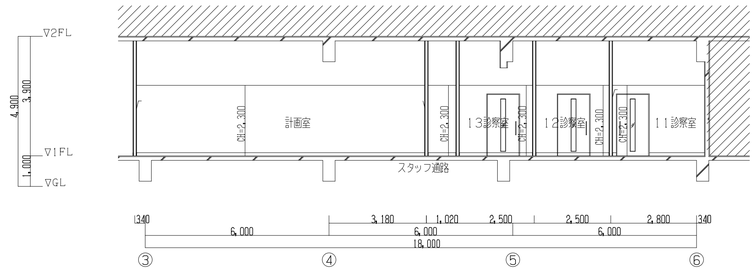

Ａ－Ａ’断面図（改修後）　Ｓ＝１／１００

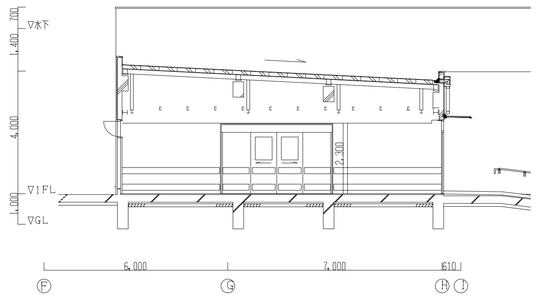

Ｂ－Ｂ’断面図（改修後）　Ｓ＝１／１００

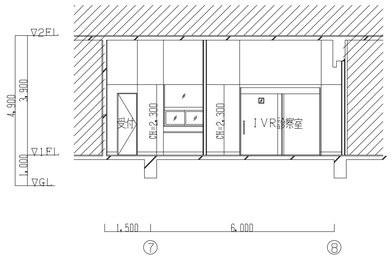

Ｃ－Ｃ’断面図（改修後）　Ｓ＝１／１００

断面キープラン

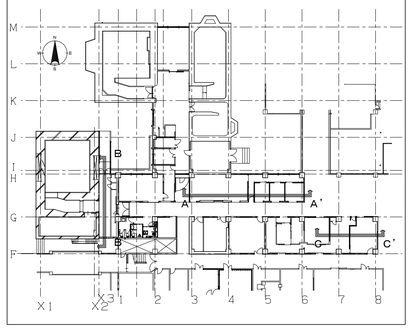

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 1/200 A3：1/200 1/400	図面番号 Ｍ－３
			検印	図面名称 建物断面図、防火区画図	作製年月 令和６年２月	図面枚数 ２２

空気調和設備　機器表（改修後）

記号	機器名称	台数	機器仕様 形式	冷房能力 [kW]	暖房能力 [kW]	室内機 風量 [m³/min]	室内機 機外静圧 [Pa]	室内機 送風機 [W]	室外機 送風機 [kW]	室外機 圧縮機 [kW]	冷媒配管 [m] 高低差	冷媒配管 [m] 配管長	リモコンスイッチ [個]	加湿器	ロングライフフィルター	防振装置	参考型式	電源 相－V	消費電力 [kW] 冷房時	消費電力 [kW] 暖房時	消費電力 [kW] 暖房低温時	階	設置場所	備考
ＡＣＰ－３	空冷ＨＰパッケージ型エアコン	1	室外機	6．5	13．8	－	－	－	0．186	2．45	2．5	19．3	－	－	－	C	14．0	3－200	3．380	3．280	6．200	屋上	屋上	既設コンクリート基礎流用
ＡＣＰ－３－１	室内機（ツイン）	2	天井カセット形（４方向吹出）	3．3	7．0	－	－	53	－	－	－	－	1	－	－	－	7．1					１Ｆ	待合室	
ＡＣＰ－５	空冷ＨＰパッケージ型エアコン	1	室外機	11．1	8．3	－	－	－	0．186	2．45	－2．5	10．7	－	－	－	C	14．0	3－200	3．380	3．280	6．200	１Ｆ	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＰ－５－１	室内機（ツイン）	2	天井カセット形（４方向吹出）	5．6	4．2	－	－	53	－	－	－	－	1	－	－	－	7．1					１Ｆ	計画室	
ＡＣＰ－６	空冷ＨＰパッケージ型エアコン	1	室外機	3．8	8．7	－	－	－	0．186	1．95	－2．5	3．5	－	－	－	C	11．2	3－200	2．470	2．350	4．100	１Ｆ	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＰ－６－１	室内機（ペア）	1	天井カセット形（４方向吹出）	3．8	8．7	－	－	106	－	－	－	－	1	－	－	－	11．2					１Ｆ	スタッフ通路	
ＡＣＰ－７	空冷ＨＰパッケージ型エアコン	1	室外機	4．9	4．1	－	－	－	0．05	1．07	－2．5	23．2	－	－	－	C	5．6	3－200	1．210	1．250	2．490	１Ｆ	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＰ－７－１	室内機（ペア）	1	天井カセット形（４方向吹出）	4．9	4．1	－	－	53	－	－	－	－	1	－	－	－	5．6					１Ｆ	受付	
ＡＣＰ－９	空冷ＨＰパッケージ型エアコン	1	室外機	8．9	－	－	－	－	0．186	1．95	－2．5	26．5	－	－	－	C	11．2	3－200	2．980	3．490	4．400	１Ｆ	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＰ－９－１	室内機（ペア）	1	壁掛け形	8．9	－	－	－	63	－	－	－	－	1	－	－	－	11．2					１Ｆ	事務スペース	

特記事項
（１）冷暖房能力はＪＩＳ条件にて補正済み。但し、既設品機器については定格能力（ＪＩＳ条件値）。
（２）付属品　　室内機にはリモコンスイッチ、ドレンアップメカ、天井カセット型には化粧パネルを付属する。
（３）室外機防振措置　Ａ：スプリング式防振架台、Ｂ：スプリングゴム防振、Ｃ：防振ゴムパッド。室内機は防振ゴム吊とする。
（４）電動機容量は参考値とし、各能力は記載数値以上とする。
（５）消費電力は参考値とする。
（６）高効率タイプとする。

空気調和設備　機器表（既設機器使用）

記号	機器名称	台数	機器仕様 形式	冷房能力 [kW]	暖房能力 [kW]	室内機 風量 [m³/min]	室内機 機外静圧 [Pa]	室内機 送風機 [W]	室外機 送風機 [kW]	室外機 圧縮機 [kW]	冷媒配管 [m] 高低差	冷媒配管 [m] 配管長	リモコンスイッチ [個]	冷媒 種類	冷媒充填量 [kg]	防振装置	参考型式	電源 相－V	消費電力 [kW] 冷房時	消費電力 [kW] 暖房時	階	設置場所	備考
ＡＣＲ－１	ルームエアコン	1	室外機　SRC25TY　三菱重工	2．5	2．8	－	－	－	0．024	0．75	－2．5	5．9	－	R32	0．68	C	2．5	1－100	0．615	0．560	屋外	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＲ－１－１	室内機（ペア）	1	壁掛け形　SRK25TY－W　三菱重工	2．5	2．8	－	－	23	－	－	－	－	1	－	－	－	2．5				１Ｆ	１３診察室	
ＡＣＲ－２	ルームエアコン	1	室外機　SRC25TY　三菱重工	2．5	2．8	－	－	－	0．024	0．75	－2．5	6．2	－	R32	0．68	C	2．5	1－100	0．615	0．560	屋外	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＲ－２－１	室内機（ペア）	1	壁掛け形　SRK25TY－W　三菱重工	2．5	2．8	－	－	23	－	－	－	－	1	－	－	－	2．5				１Ｆ	１２診察室	
ＡＣＲ－３	ルームエアコン	1	室外機　SRC28TY　三菱重工	2．8	3．6	－	－	－	0．024	0．75	－2．5	7．3	－	R32	0．68	C	2．8	1－100	0．730	0．805	屋外	屋外	室外機用コンクリート製基礎ブロック×２本付属
ＡＣＲ－３－１	室内機（ペア）	1	壁掛け形　SRK28TY－W　三菱重工	2．8	3．6	－	－	23	－	－	－	－	1	－	－	－	2．8				１Ｆ	１１診察室	
ＡＣＰ－８	空冷HPパッケージ型エアコン	1	室外機　RZRP80BDV　ダイキン	7．1	8．0	－	－	－	0．07	1．70	－2．5	25．1	－	R32	1．7	C	8．0	1－200	2．3	2．37	屋外	屋外	室外機はそのまま使用
ＡＣＲ－８－１	室内機（ペア）	1	天吊形　FHP80DJ　ダイキン	7．1	8．0	－	－	91	－	－	－	－	1	－	－	－	8．0				１Ｆ	ＩＶＲ診察室	

特記事項
（１）冷暖房能力は定格能力。
（２）室内機のリモコンは既設再使用とする。
（３）室外機防振措置　Ａ：スプリング式防振架台、Ｂ：スプリングゴム防振、Ｃ：防振ゴムパッド。室内機は防振ゴム吊とする。
（４）ＡＣＲ－１－１、ＡＣＲ－２－１、ＡＣＲ－３－１　壁掛け形室内機用ドレンアップキットを新設

換気設備　新設機器表

記号	機器名称	台数	機器仕様 形式	風量［ｍ３／ｈ］ 通常	風量［ｍ３／ｈ］ ２４時間	機外静圧［Ｐａ］ 通常	機外静圧［Ｐａ］ ２４時間	リモコンスイッチ	付属品	階	設置場所	電源 相－V	電気容量 [W]	備考
ＶＦ　－　２	天井付換気扇	1	インテリア格子定風量タイプ	２００	３０	８０	４０	１個	防振吊金具	１Ｆ	待合室	１－１００	２１	

特記事項
（１）電気容量は参考値とし、機器の能力は記載数値以上とする。
（２）換気扇のリモコンスイッチは本工事とし、配管配線は電気工事とする。

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：－ A3：－	図面番号 M－4	図面枚数 22
			検印	図面名称 空調・換気設備　新設、再使用機器表（改修後）	作製年月 令和６年２月		

凡　例（配管）

図示記号	名　　称	摘　　要
R	冷 媒 配 管	冷媒配管用被覆断熱銅管　　（ＪＣＤＡ　０００９）
	（ 制 御 線 共 巻 ）	
D	ド レ ン 管	（屋内一般）リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　　ＲＦ－ＶＰ　　ＪＩＳ Ｋ 9798
D A	ド レ ン 管	（屋内外露出）配管用炭素鋼鋼管　　ＳＧＰ（白）　ＪＩＳ Ｇ 3452
R	防 火 区 画 貫 通 処 理	防火区画貫通部は評定済工法にて防火措置の事。
	分 岐 管	
T	立 管 ト ラ ッ プ	形式・大きさは図示による。
	新設を示す	
	既設を示す	
	既設管接続を示す	
	穴明け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり（壁）
	穴明け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり（床）
	既設スリーブ使用を示す	

凡　例（ダクト）

図示記号	名　　称	摘　　要
300X300	長方形風道	亜鉛鋼板製
250φ	スパイラルダクト	亜鉛鋼板製
SA	空調送気ダクト	亜鉛鋼板製
RA	空調還気ダクト	亜鉛鋼板製
OA	外気送気ダクト	亜鉛鋼板製
EA	排気ダクト	亜鉛鋼板製
SM	排煙ダクト	亜鉛鋼板製
	ダンパー	風量調整ダンパー：ＶＤ　防火ダンパー：ＦＤ　防火防煙ダンパー：ＳＦＤ
	吹出口	形式、大きさは図示による。
	吸込口	形式、大きさは図示による。
	新設ダクト・機器を示す	
	既設ダクト・機器を示す	
	既設躯体穴明け補修部	
	既設貫通口利用箇所	

冷媒配管サイズ表（参考）ＡＣＰ・ＡＣＲ

記号	冷媒液管	冷媒ガス管	備　考
Ⓐ	6．4φ	9．5φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓑ	6．4φ	12．7φ	（冷媒管共巻き）
Ⓒ	9．5φ	15．9φ	EM-EEF2．0-3C
Ⓓ	9．5φ	25．4φ	
Ⓔ	12．7φ	25．4φ	
Ⓕ	9．5φ	22．2φ	

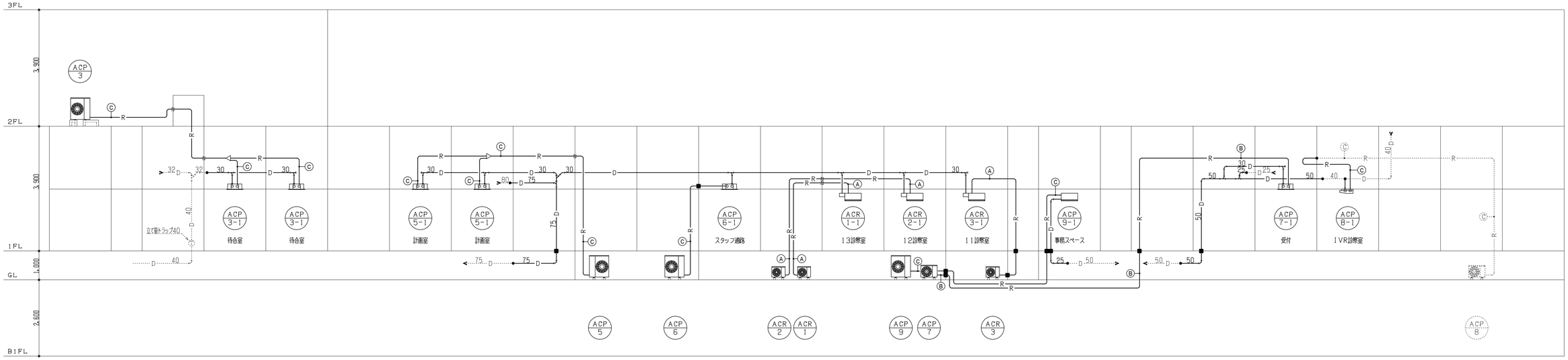

空気調和設備　系統図（配管）（改修後）

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：－ A3：－	図面番号 Ｍ－５	図面枚数 ２２
			検印	図面名称 空気調和設備　凡例、系統図（配管）（改修後）	作製年月 令和６年２月		

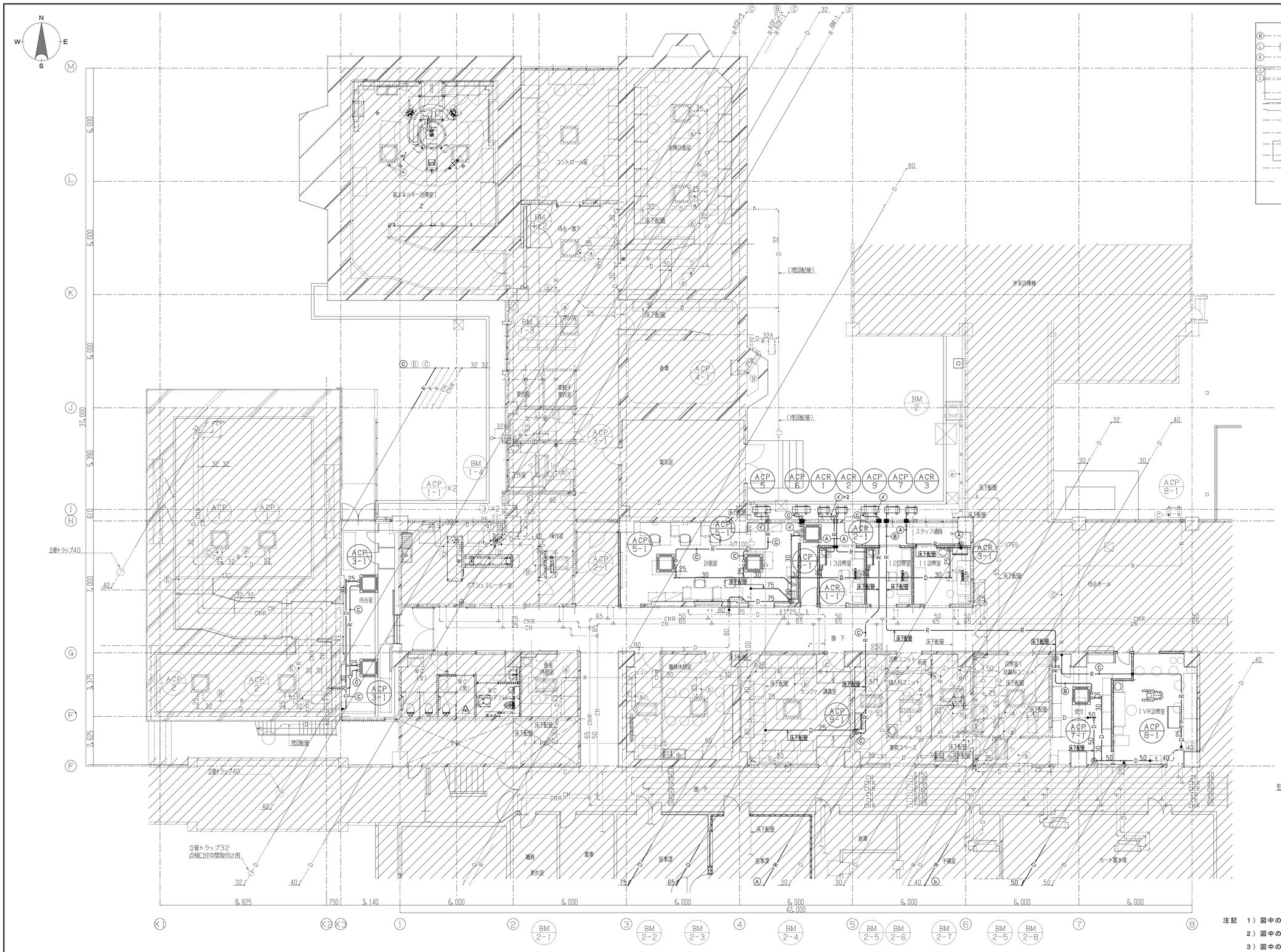

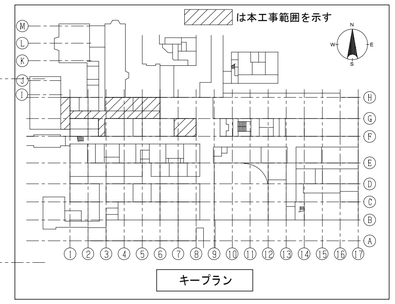

冷媒配管サイズ表（参考）ACP・ACR			
記号	冷媒液管	冷媒ガス管	備　考
Ⓐ	6.4φ	9.5φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓑ	6.4φ	12.7φ	（冷媒管共巻き）
Ⓒ	9.5φ	15.9φ	EM-EEF2.0-3C
Ⓓ	9.5φ	25.4φ	
Ⓔ	12.7φ	25.4φ	
Ⓕ	9.5φ	22.2φ	

配管支持架台寸法表				
記号	W	H	数	備　考
④	300	150	5	

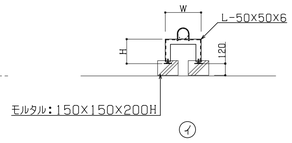

※鋼製架台は溶融亜鉛メッキ仕上げ

配管支持架台　参考図

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ―― 太線は新設、…… 破線は既設を示す。
3）図中の ―●…… は既設配管接続を示す。

※配管サイズ特記無きは20Aとする。

空気調和設備　1階平面図（配管）（改修後）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M－6
			検印	図面名称 空気調和設備　1階平面図（配管）（改修後）	作製年月 令和6年2月	図面枚数 22

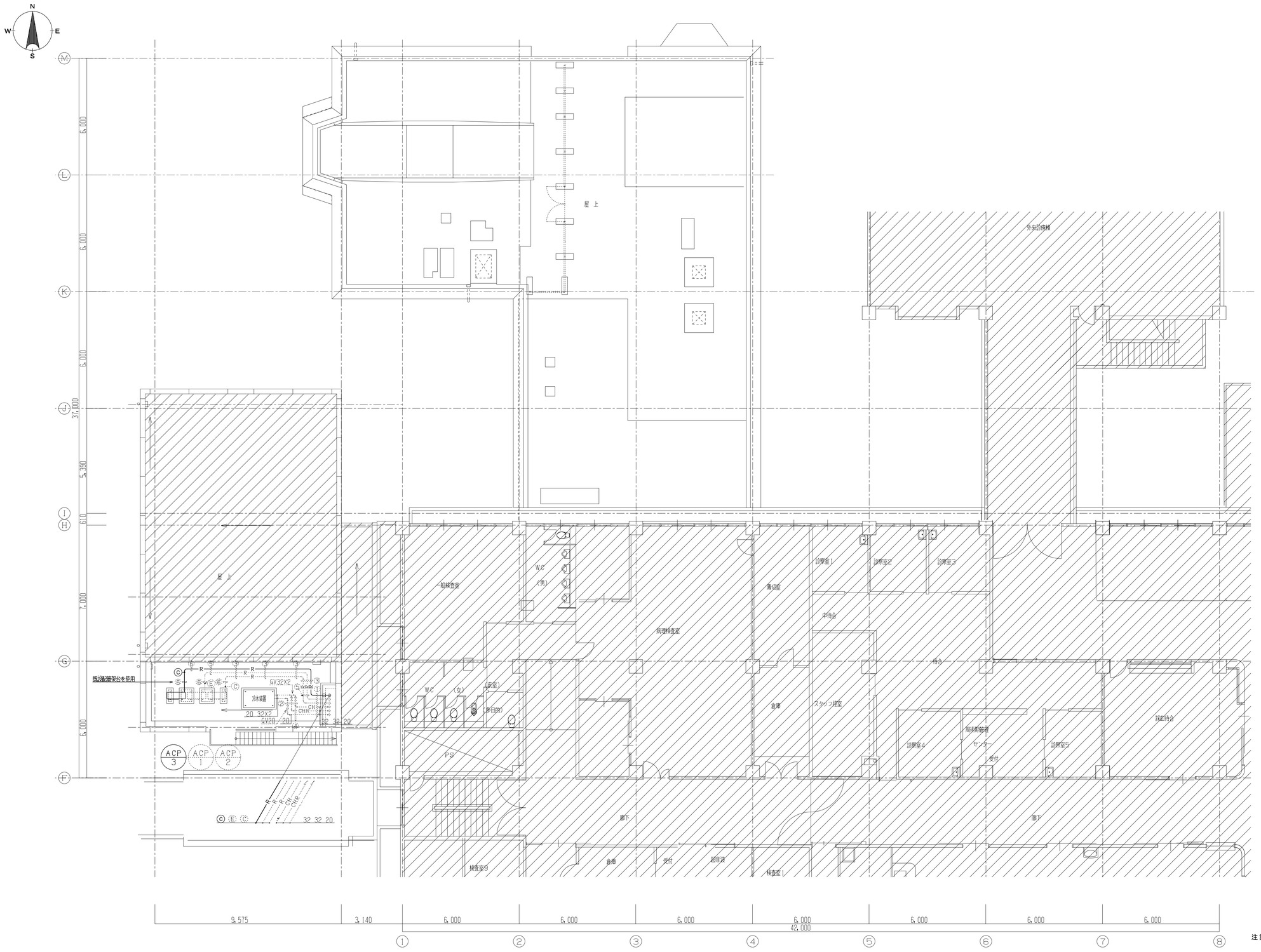

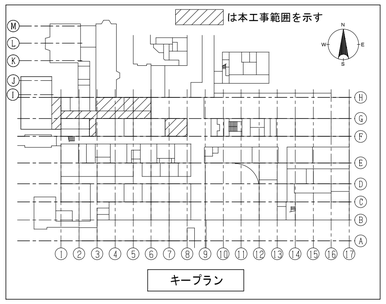

冷媒配管サイズ表（参考）ＡＣＰ・ＡＣＲ			
記号	冷媒液管	冷媒ガス管	備　考
Ⓐ	6．4φ	9．5φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓑ	6．4φ	12．7φ	（冷媒管共巻き）
Ⓒ	9．5φ	15．9φ	EM−EEF2．0−3C
Ⓓ	9．5φ	25．4φ	
Ⓔ	12．7φ	25．4φ	
Ⓕ	9．5φ	22．2φ	

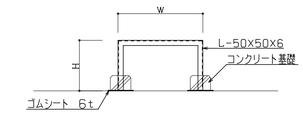

配管支持架台寸法表				
記号	W	H	数	備　考
①	1200	600	1	
②	600	600	1	
③	600	300	4	

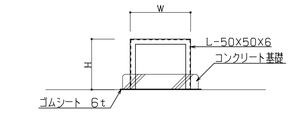

配管支持架台寸法表				
記号	W	H	数	備　考
④	400	600	1	
⑤	400	300	2	
⑥	200	300	4	

※鋼製架台は溶融亜鉛メッキ仕上げ（２種ＨＤ３５）

既設配管支持架台　参考図

注記　１）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
２）図中の ―― 太線は新設、…… 破線は既設を示す。
３）図中の ―●…… は既設配管接続を示す。

※配管サイズ特記無きは２０Ａとする。

空気調和設備　２階平面図（配管）（改修後）Ｓ＝１／１００

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1／100 A3：1／200	図面番号 M−7	図面枚数 22
			検印	図面名称 空気調和設備　２階平面図（配管）（改修後）	作製年月 令和６年２月		

制気口リスト（改修後）

工事区分	階	室 名	数量	系 統		型式	風量 [m3/h]	制気口サイズ [mm] W × L	BOXサイズ [mm] W × L × H	内貼り	備 考
新 設	1	11診察室	1	AC-1	SA	VHS	100	150 × 150	350 × 350 × 350	GW25t	
新 設	1	12診察室	1	AC-1	SA	VHS	60	150 × 150	350 × 350 × 300	GW25t	
新 設	1	13診察室	1	AC-1	SA	VHS	60	150 × 150	350 × 350 × 300	GW25t	
新 設	1	スタッフ通路	1	AC-1	SA	VHS	80	150 × 150	350 × 350 × 350	GW25t	
新 設	1	計画室	2	AC-1	SA	VHS	100	150 × 150	350 × 350 × 350	GW25t	
新 設	1	1VR診察室	1	AC-1	SA	VHS	120	200 × 200	400 × 400 × 350	GW25t	
新 設	1	受付	1	AC-1	SA	VHS	100	150 × 150	350 × 350 × 350	GW25t	
新 設	1	待合室	1	VF-2	OA	VHS	200	200 × 200	400 × 400 × 350	GW25t	

※BOXは亜鉛鋼板製、制気口はアルミ製

制気口リスト（改修前）

区分	階	室 名	数量	系 統		型式	風量 [m3/h]	制気口サイズ [mm] W × L	BOXサイズ [mm] W × L × H	内貼り	備 考
撤去	1	CTシュミレータ室	1	AC-1	SA	VHS	130	120 × 120	- × - × -	-	
撤去	1	CTシュミレータ室	1	AC-1	SA	VHS	130	760 × 120	- × - × -	-	
				FCU-3	SA		510				
撤去	1	CTシュミレータ室	1	FCU-3	RA	HGF	510	550 × 200	- × - × -	-	
撤去	1	CTシュミレータ室	1	AC-1	SA	VHS	120	400 × 100	- × - × -	-	
撤去	1	放射線治療・陽子線治療診察室2	1	AC-1	SA	VHS	100	760 × 120	- × - × -	-	
				FCU-3	SA		510				
撤去	1	放射線治療・陽子線治療診察室1	1	AC-1	SA	VHS	100	760 × 120	- × - × -	-	
				FCU-3	SA		510				
撤去	1	受付	1	AC-1	SA	VHS	100	660 × 120	- × - × -	-	
				FCU-2	SA		340				
撤去	1	受付	1	AC-1	SA	VHS	150	660 × 120	- × - × -	-	
				FCU-2	SA		340				
撤去	1	リニアック治療室　待合室	1	VF-1	OA	HS	270	300 × 300	400 × 400 × 300	-	
別途	1	リニアック治療室　操作室	1	VF-1	OA	HS	270	300 × 300	400 × 400 × 300	-	
別途	1	リニアック治療室	1	HEX-1	SA	VHS	1000	800 × 200	- × - × -	-	
別途	1	リニアック治療室　通路	1	HEX-1	RA	GVS	1000	450 × 450	550 × 550 × 500	-	

備考

岡山大学病院　施設管理課

株式会社 森村設計
代表取締役社長 森村　潔

設計業務名：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務
検印

工事名称：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事
図面名称：空気調和設備　制気口リスト（改修後・前）

縮尺：A1：－　A3：－
作製年月：令和６年２月

図面番号：Ｍ－８
図面枚数：２２

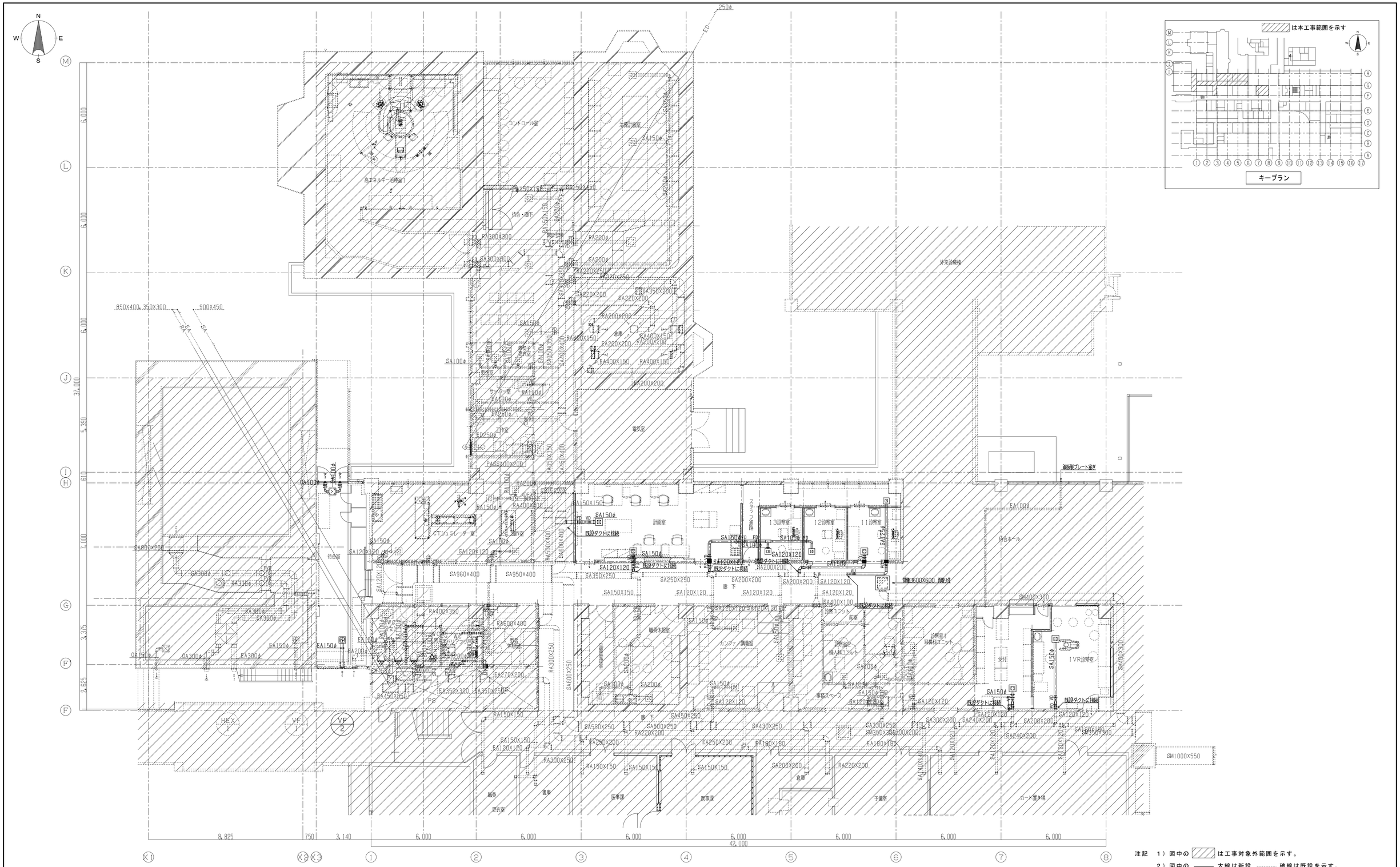

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ―― 太線は新設、…… 破線は既設を示す。

空気調和設備　1階平面図（ダクト）（改修後）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M－9	図面枚数 22
			検印	図面名称 空気調和設備　1階平面図（ダクト）（改修後）	作製年月 令和6年2月		

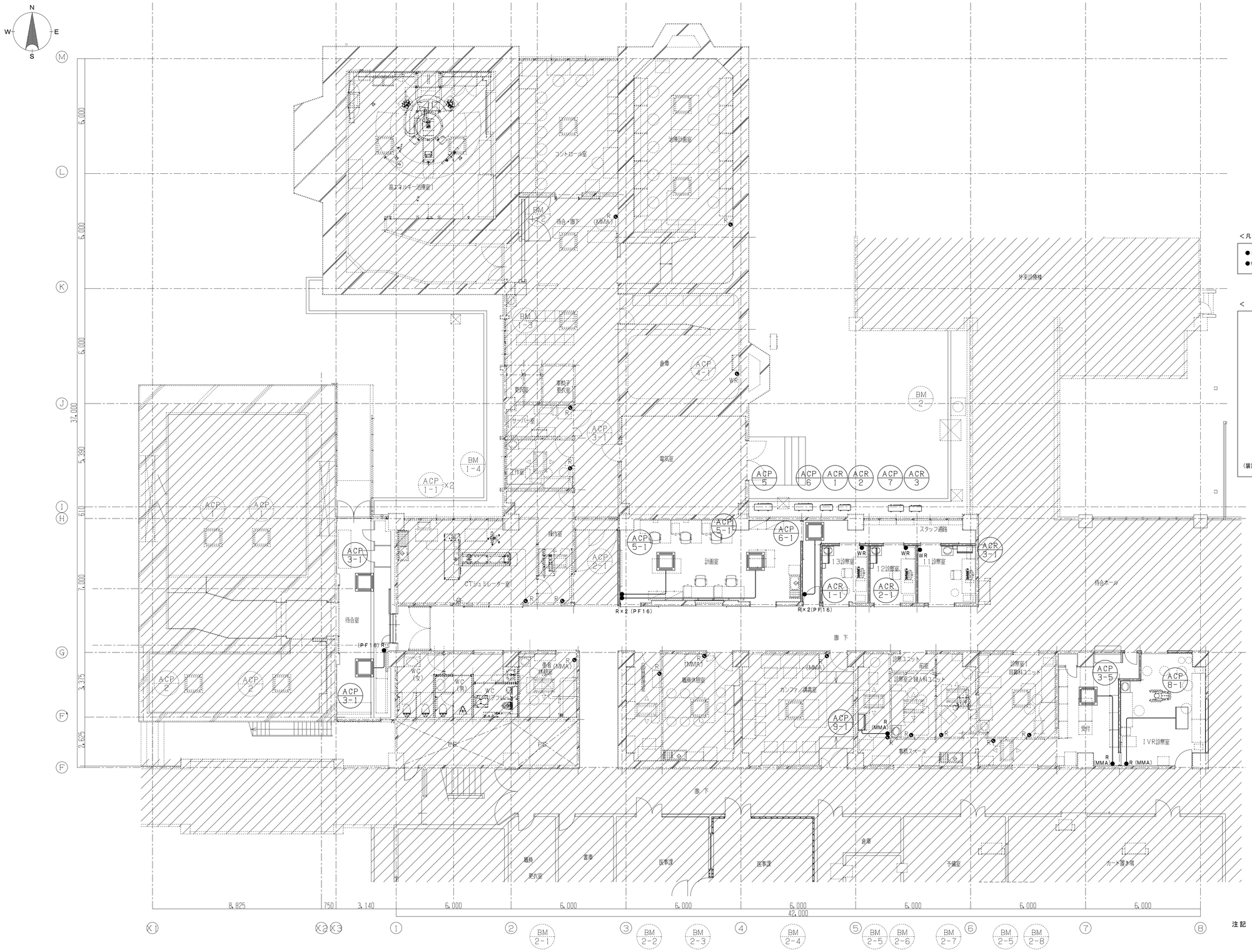

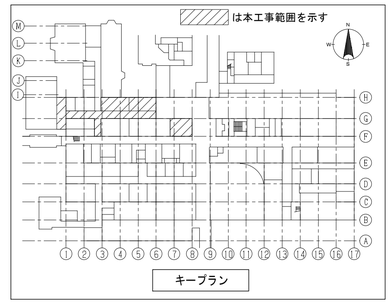

＜凡　例＞

●R	空調リモコン	EM－CEE1．25□－2C （MMA）（PF16）
●WR	ワイヤレス空調リモコン	

＜　リモコン制御　（新設）　＞

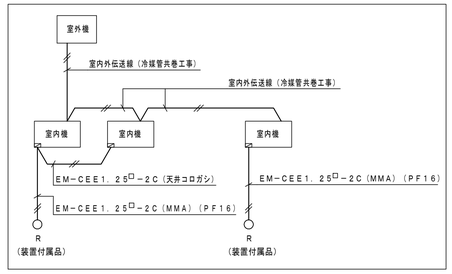

注記　1）図中の　は工事対象外範囲を示す。
2）図中のＰＦ１６は壁埋込み配管を示す。
図中のＭＭＡは露出配管を示す。

自動制御設備　１階平面図（改修後）Ｓ＝１／１００

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－10
			検印	図面名称 自動制御設備　１階平面図（改修後）	作製年月 令和６年２月	図面枚数 22

凡 例

図示記号	名　称	摘　要
	上水給水管	（屋内一般）一般配管用ステンレス鋼鋼管　ＪＩＳ Ｇ 3448
	中水給水管	（屋内一般）一般配管用ステンレス鋼鋼管　ＪＩＳ Ｇ 3448
	排水管	（屋内一般）リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　ＲＦ－ＶＰ　ＪＩＳ Ｋ 9798
	排水管	（屋内外露出）配管用炭素鋼鋼管　ＳＧＰ（白）　ＪＩＳ Ｇ 3452
	汚水管	（屋内一般）リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　ＲＦ－ＶＰ　ＪＩＳ Ｋ 9798
	通気管	（屋内一般）リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　ＲＦ－ＶＰ　ＪＩＳ Ｋ 9798
	通気管	（屋内外露出）配管用炭素鋼鋼管　ＳＧＰ（白）　ＪＩＳ Ｇ 3452
	屋外排水管	（埋設配管）リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管　ＲＳ－ＶＵ　ＪＩＳ Ｋ 9797
	仕切弁	形式、大きさは図示による。６５Ａ以上は、バタフライ弁とする。
	床上プラグ止め、バルブ止め	形状・大きさは図示による。
	給水栓	形状・大きさは図示による。
	湯水混合栓	形状・大きさは図示による。
	洗浄弁	形状・大きさは図示による。
	床上掃除口	形状・大きさは図示による。
	床下掃除口	形状・大きさは図示による。
	通気金具	形状・大きさは図示による。
	生活排水桝	形状・大きさは図示による。
	既設生活排水桝	
	新設を示す	
	既設を示す	
	既設管接続を示す	
	穴明け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり（壁）
	穴明け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり（床）
	既設スリーブ使用を示す	

衛 生 器 具 表 （ 新 設 ）

器具名称	参考型式	付属品参考型式						電源	棟	中央診療棟							備　考
									階	１Ｆ							
									計	計画室	11診察室	12診察室	13診察室	71ＩＶＲ診察室			
台付シングル混合水栓	TKS05308JA								1	1							
電気温水器・金具一式 （温度調節タイプ、据置型）	REW25A1B1HSCM	電気温水器 REW25A1B1H	耐震用脚 RHE706	密閉式排水ホッパー RHE97H−32	アングル形止水栓 TL347C1R	電源ＡＣ１００Ｖ 貯湯量：２５Ｌ	消費電力：１．１ｋＷ	○	1	1							
洗面化粧台（床給水） （電気温水器付自動水栓）	LDA606AYHSA	床給水ユニット LO87				電源AC100V 貯湯量：6L	消費電力：600W	○	4		1	1	1	1			
化粧鏡　４５０×６００Ｈ （盗難防止形耐食鏡）	YM4560FE								4		1	1	1	1			

注記　１）表中に記載の品番はＴＯＴＯ（株）のものを便宜上使用した。
注記　２）電源は別途電気設備工事とする。

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務 検印	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事 図面名称 給排水衛生設備　凡例、器具表（改修後）	縮尺 A1：　－ A3：　－ 作製年月 令和６年２月	図面番号 Ｍ－１１	図面枚数 ２２

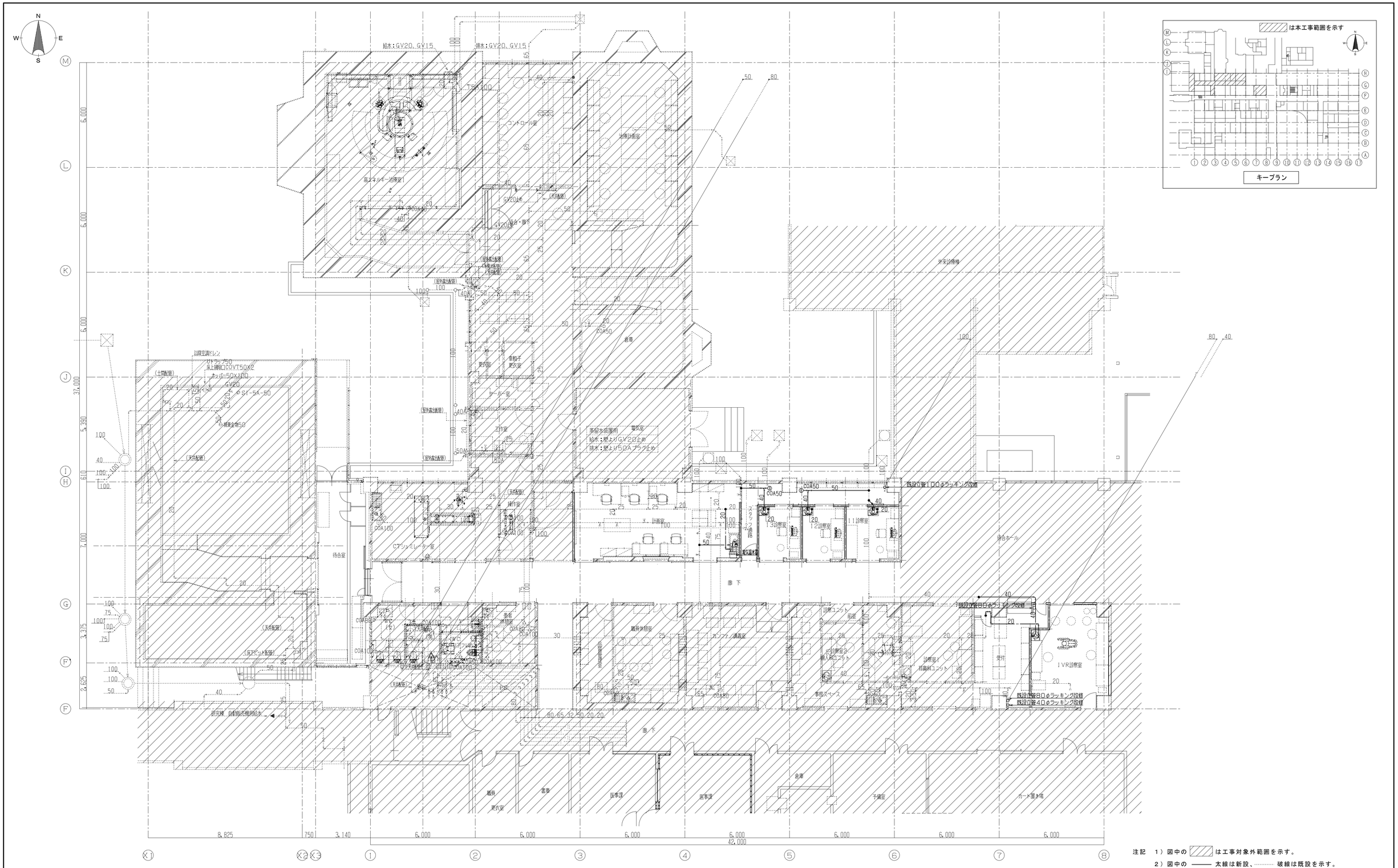

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ―― 太線は新設、…… 破線は既設を示す。
3）図中の ―●…… は既設配管接続を示す。

給排水衛生設備　1階平面図（改修後）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－12	図面枚数 22
			検印	図面名称 給排水衛生設備　1階平面図（改修後）	作製年月 令和6年2月		

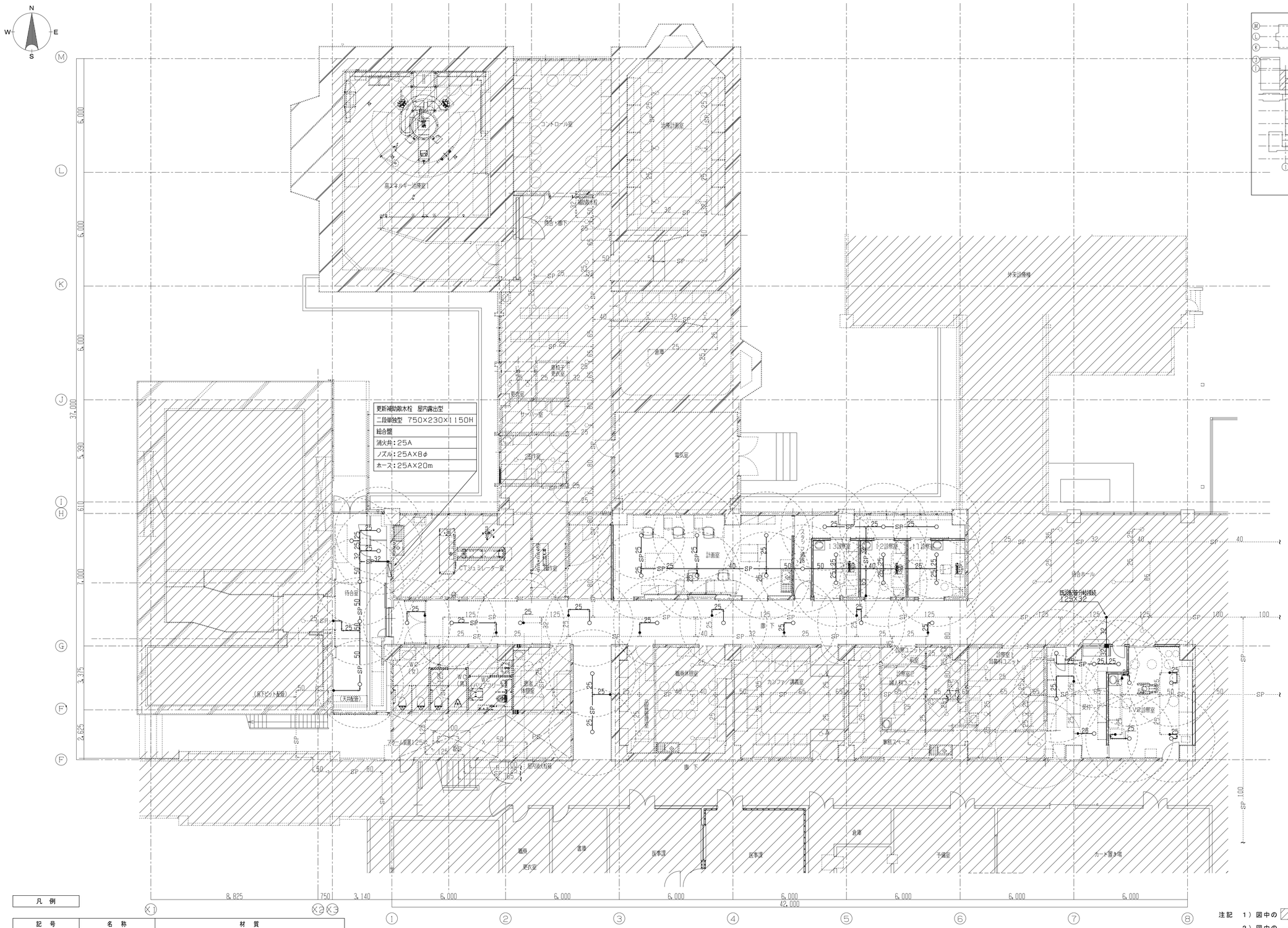

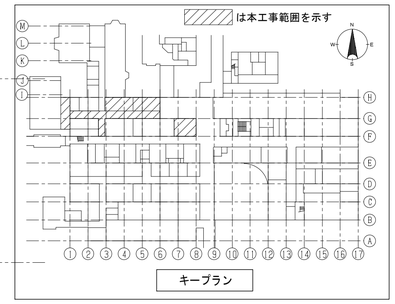

凡 例

記 号	名 称	材 質
SP	スプリンクラー消火管	配管用炭素鋼鋼管（白管）　JIS G 3452 SGP
	閉鎖型ＳＰヘッド	
	穴明け復旧を示す	ダイヤモンドカッターはつり（壁）

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ―― 太線は新設、…… 破線は既設を示す。
3）図中の ―●…… は既設配管接続を示す。

スプリンクラー設備　1階平面図（改修後）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－13
			検印	図面名称 スプリンクラー設備　1階平面図（改修後）	作製年月 令和６年２月	図面枚数 22

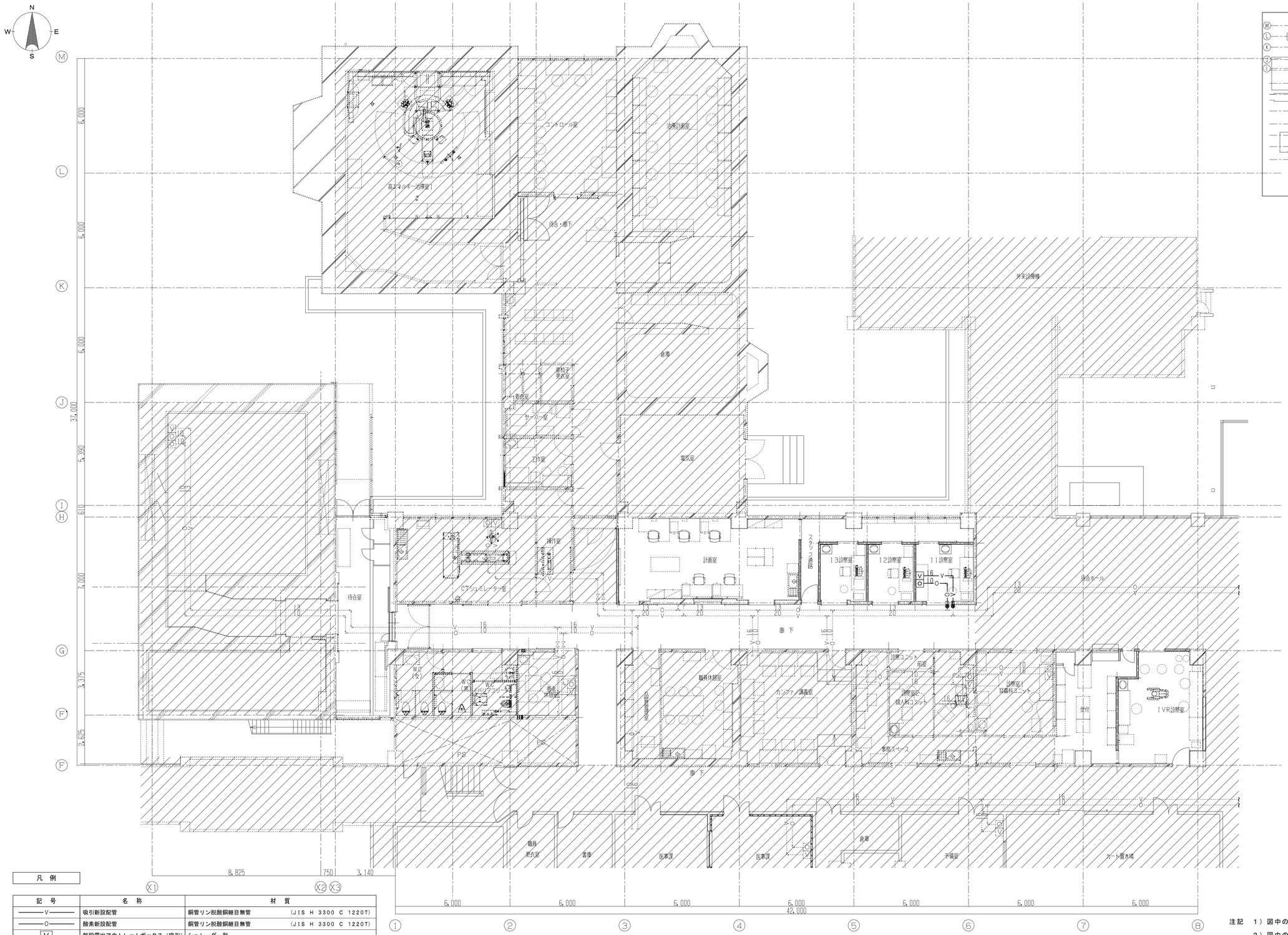

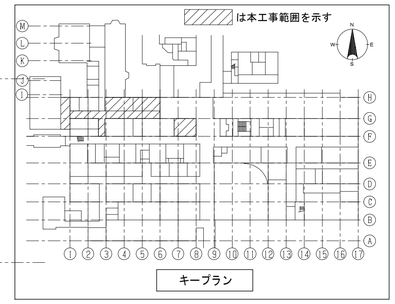

凡 例

記 号	名 称	材 質
——V——	吸引新設配管	銅管リン脱酸銅継目無管 (JIS H 3300 C 1220T)
——O——	酸素新設配管	銅管リン脱酸銅継目無管 (JIS H 3300 C 1220T)
V	新設露出アウトレットボックス（吸引）	シュレーダー型
O	新設露出アウトレットボックス（酸素）	シュレーダー型
……V……	吸引既設配管	銅管リン脱酸銅継目無管 (JIS H 3300 C 1220T)
……O……	酸素既設配管	銅管リン脱酸銅継目無管 (JIS H 3300 C 1220T)
O V	既設アウトレットボックス	

注記 1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の —— 太線は新設、…… 破線は既設を示す。
3）図中の ——●…… は既設配管接続を示す。

医療ガス設備　1階平面図（改修後）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－14	図面枚数 22
			検印	図面名称 医療ガス設備　1階平面図（改修後）	作製年月 令和6年2月		

撤去機器表【パッケージエアコン他】

記号		メーカー名	型式 セット型式	型式	台数	改修内容	ルーム エアコン	パッケージ エアコン	リモコン	定格能力（kW） 冷房	暖房	冷媒管サイズ 液管／ガス管	冷媒 種類	充填量（kg）	電源 φ	V	既設設置場所 階	室名	種別		外形寸法	重量（kg）	備考
中央診療棟1階	ＰＡＣ－１－１９	ダイキン	ＳＺＲＨ１６０ＢＡ	ＲＺＲＰ１６０ＢＡ	１	撤去		○		１４．０	１６．０	９．５／１５．９	Ｒ３２	３．７０	３	２００	１	屋外	室外機		９４０×３２０×１０８０Ｈ	７２	平成２８年１月
				ＦＨＰ１６０ＤＣ	１	撤去			ワイヤード								１	ＣＴシミュレータ室	室内機	天吊形	１５９０×６９０× ２３５Ｈ	３８	
	ＰＡＣ－２－４２	ダイキン	ＳＺＲＨ８０ＢＦＶ	ＲＺＲＰ８０ＢＤＶ	１	再使用取外し		○		７．１	８．０	９．５／１５．９	Ｒ３２	１．７０	１	２００	１	屋外	室外機		７９５×３００×５９５Ｈ	４４	令和3年1月
				ＦＨＰ８０ＤＪ	１	そのまま			ワイヤード								１	受付	室内機	天吊形	１２７０×６９０×２３５Ｈ	３１	
	ＡＣＰ － ３	三菱電機	ＭＰＬＺＸ－ＲＰ８０ＢＭ	ＭＰＵＺ－ＲＰ８０ＨＡ７	１	撤去		○		７．１	８．０	９．５／１５．９	Ｒ４１０Ａ	２．５０	３	２００	１	屋外	室外機	ツイン同時	９５０×３３０× ７４０Ｈ	１３０	平成２２年
				ＭＰＬ－ＲＰ４０ＢＡ３	２	撤去			ワイヤード			６．４／１２．７	Ｒ４１０Ａ				１	待合室	室内機	天井カセット４方向	８４０×８４０× ２５８Ｈ	２８	
	ＡＣＲ － １	三菱重工	ＳＲＫ２５ＴＹ－Ｗ	ＳＲＣ２５ＴＹ	１	再使用取外し	○			２．５	２．８	６．４／９．５	Ｒ３２	０．６８	１	１００	１	屋外	室外機		６４５×２７５× ５４０Ｈ	２８．５	令和２年
				ＳＲＫ２５ＴＹ－Ｗ	１	再使用取外し			ワイヤレス			６．４／９．５	Ｒ３２				１	放射線治療・陽子線治療診察室１待合室	室内機	壁掛型	７９８×２８０× ２５０Ｈ	１０	
	ＡＣＲ － ２	三菱重工	ＳＲＫ２５ＴＹ－Ｗ	ＳＲＣ２５ＴＹ	１	再使用取外し	○			２．５	２．８	６．４／９．５	Ｒ３２	０．６８	１	１００	１	屋外	室外機		６４５×２７５× ５４０Ｈ	２８．５	令和２年
				ＳＲＫ２５ＴＹ－Ｗ	１	再使用取外し			ワイヤレス			６．４／９．５	Ｒ３２				１	放射線治療・陽子線治療診察室２待合室	室内機	壁掛型	７９８×２８０× ２５０Ｈ	１０	
	ＡＣＲ － ３	三菱重工	ＳＲＫ２８ＴＹ－Ｗ	ＳＲＣ２８ＴＹ	１	再使用取外し	○			２．８	３．６	６．４／９．５	Ｒ３２	０．６８	１	１００	１	屋外	室外機		６４５×２７５× ５４０Ｈ	２８．５	令和２年
				ＳＲＫ２８ＴＹ－Ｗ	１	再使用取外し			ワイヤレス			６．４／９．５	Ｒ３２				１	放射線治療・陽子線治療診察室１待合室	室内機	壁掛型	７９８×２８０× ２５０Ｈ	１０	

撤去機器表【ファンコイルユニット】

記号			機器名称	機器仕様	台数	改修内容	設置場所	備考
中央診療棟	1階	ＣＲ －ＦＣＵ－３－６	ファンコイルユニット	天吊露出形 ＃３	２	撤去	ＣＴシミュレータ室	昭和鉄工 ３ＣＳ－３１Ｎ３
		ＣＲ －ＦＣＵ－３－６	ファンコイルユニット	天吊露出形 ＃３	１	撤去	操作室	昭和鉄工 ３ＣＳ－３１Ｎ３
		ＣＩＤ－ＦＣＵ－３－６	ファンコイルユニット	天井埋込形ダクト方式 ＃３	１	撤去	放射線治療・陽子線治療診察室１	昭和鉄工 ３ＣＳＲＤ－３１Ｎ２Ｖ
		ＣＩＤ－ＦＣＵ－３－６	ファンコイルユニット	天井埋込形ダクト方式 ＃３	１	撤去	放射線治療・陽子線治療診察室２	昭和鉄工 ３ＣＳＲＤ－３１Ｎ２Ｖ
		ＣＩＤ－ＦＣＵ－２－４	ファンコイルユニット	天井埋込形ダクト方式 ＃２	２	撤去	受付	昭和鉄工 ２ＣＳＲＤ－２１Ｎ２Ｖ

撤去機器表【換気機器】

記号			機器名称	台数	機器仕様 型式	ダクト接続径（φ）mm	風量（m3／h）	静圧（Pa）	改修内容	電源 φ	V	kW	起動	設置場所	外形寸法	重量（kg）	備考
中央診療棟	1F	ＨＥＸ－１	全熱交換器付換気扇	１	天井埋込ダクト形	２５０	１０００	１８０	撤去（別途）	１	１００	０．６	－	操作室（リニアック治療室）	１１４４×１２３１× ３９９Ｈ	６３	ＬＧＨ－１００ＲＳ５
	1F	ＶＦ－１	換気扇	１	天井付換気扇	１５０	２７０	１００	撤去（別途）	１	１００	０．０４６	－	操作室	３０７× ３０７× ２００Ｈ	５．９	ＶＤ－２０ＺＬＸ８－ＣＳ
	1F	ＶＦ－２	換気扇	１	天井付換気扇	１５０	２７０	１００	撤去	１	１００	０．０４６	－	待合室	３０７× ３０７× ２００Ｈ	５．９	ＶＤ－２０ＺＬＸ８－ＣＳ
	1F	ＶＦ－３	換気扇	１	天井付換気扇	１００	１００	５０	撤去	１	１００	０．０２０	－	受付	２８０× ２８０× ２００Ｈ	４．０	

ファンコイル廻り参考図（改修前）

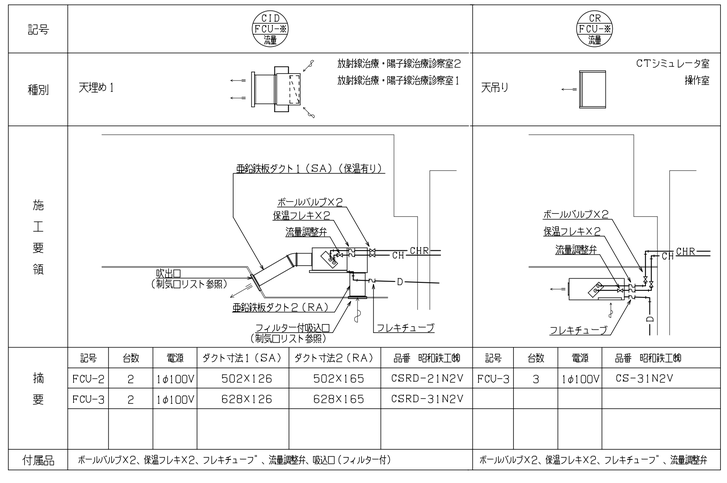

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：－ A3：－	図面番号 M－１５	図面枚数 ２２
			検印	図面名称 空調・換気設備　撤去機器表、参考図（改修前）	作製年月 令和６年２月		

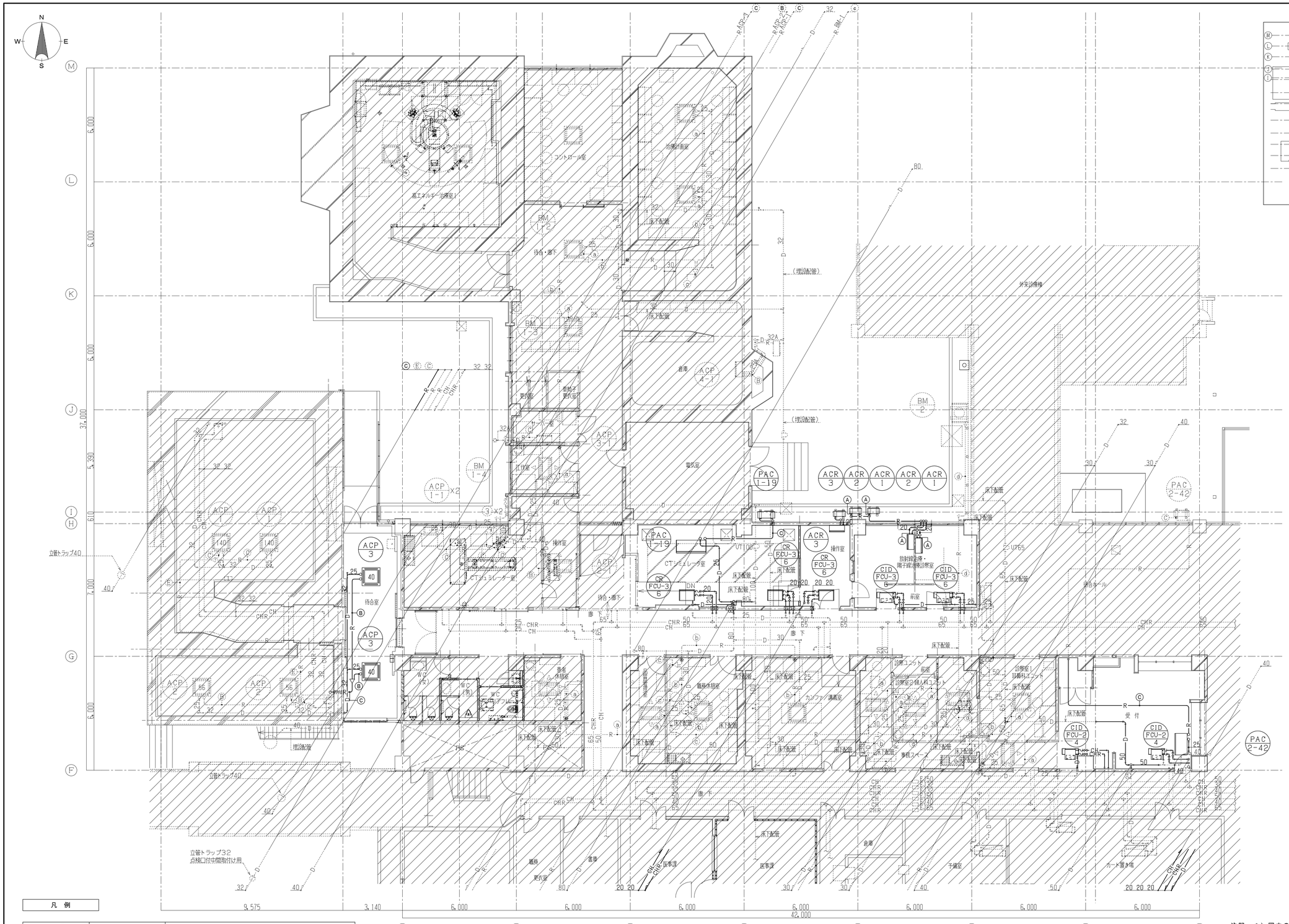

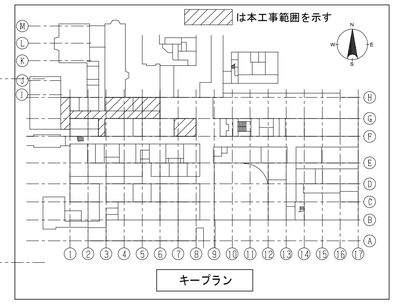

冷媒配管サイズ表（参考）ＰＡＣ・ＡＣＰ			
記号	冷媒液管	冷媒ガス管	備　考
Ⓐ	6. 4φ	9. 5φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓑ	6. 4φ	12. 7φ	（冷媒管共巻き）
Ⓒ	9. 5φ	15. 9φ	EM-EEF2. 0-3C
Ⓓ	9. 5φ	25. 4φ	
Ⓔ	12. 7φ	25. 4φ	
Ⓕ	9. 5φ	22. 2φ	

凡　例

記　号	名　称	材　質	
——CH——	冷温水管（送り）	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JIS G 3452 SGP
——CHR——	冷温水管（返り）	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JIS G 3452 SGP
——R——	冷媒管	冷媒配管用被覆断熱銅管	JIS H 3300
——D——	ドレン管	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JIS G 3452 SGP

※配管サイズ特記無きは２０Ａとする。

空気調和設備　１階平面図（配管）（改修前）Ｓ＝１／１００

注記　１）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
２）図中の ——— 太線は撤去、…… 破線は残置を示す。
３）器具、配管撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
４）図中の ——‖…… は撤去既設配管切断後プラグ止めを示す。

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M－16
			検印	図面名称 空気調和設備　１階平面図（配管）（改修前）	作製年月 令和６年２月	図面枚数 22

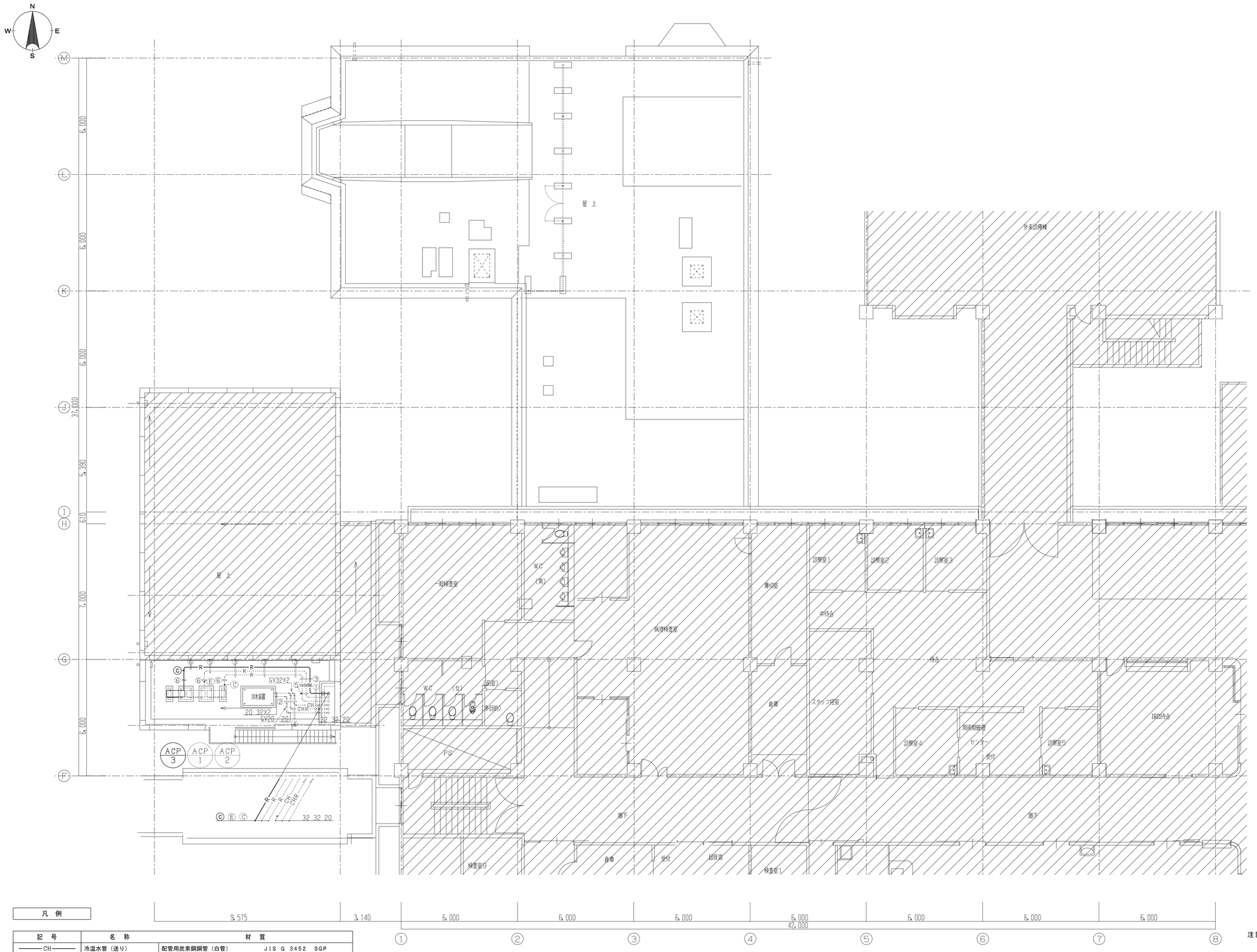

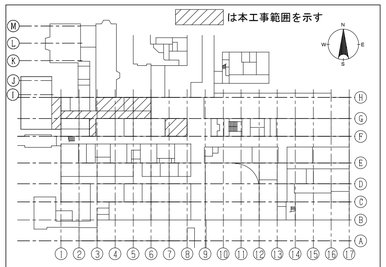

冷媒配管サイズ表（参考）ＡＣＰ・ＡＣＰ			
記号	冷媒液管	冷媒ガス管	備　考
Ⓐ	6. 4φ	9. 5φ	室外機・室内機間制御用連絡配線
Ⓑ	6. 4φ	12. 7φ	（冷媒管共巻き）
Ⓒ	9. 5φ	15. 9φ	EM-EEF2. 0-3C
Ⓓ	9. 5φ	25. 4φ	
Ⓔ	12. 7φ	25. 4φ	
Ⓕ	9. 5φ	22. 2φ	

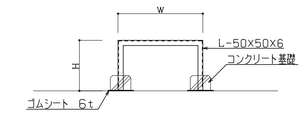

配管支持架台寸法表				
記号	W	H	数	備　考
①	1200	600	1	
②	600	600	1	
③	600	300	4	

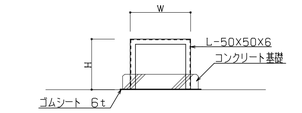

配管支持架台寸法表				
記号	W	H	数	備　考
④	400	600	1	
⑤	400	300	2	
⑥	200	300	4	

※鋼製架台は溶融亜鉛メッキ仕上げ（2種ＨＤ３５）

配管支持架台　参考図

凡　例

記　号	名　称	材　質	
——CH——	冷温水管（送り）	配管用炭素鋼鋼管（白管）	ＪＩＳ Ｇ 3452　SGP
——CHR——	冷温水管（返り）	配管用炭素鋼鋼管（白管）	ＪＩＳ Ｇ 3452　SGP
——R——	冷媒管	冷媒配管用被覆断熱銅管	ＪＩＳ Ｈ 3300
——D——	ドレン管	配管用炭素鋼鋼管（白管）	ＪＩＳ Ｇ 3452　SGP

※配管サイズ特記無きは２０Ａとする。

空気調和設備　２階平面図（配管）（改修前）Ｓ＝１／１００

注記　１）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
２）図中の ——— 太線は撤去、…… 破線は残置を示す。
３）器具、配管撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
４）図中の ——||…… は撤去既設配管切断後プラグ止めを示す。

備考

岡山大学病院　施設管理課

株式会社 森村設計
代表取締役社長 森村　潔

設計業務名：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務
検印

工事名称：岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事
図面名称：空気調和設備　２階平面図（配管）（改修前）

縮尺：A1：1／100　A3：1／200
作製年月：令和６年２月

図面番号：Ｍ－１７
図面枚数：２２

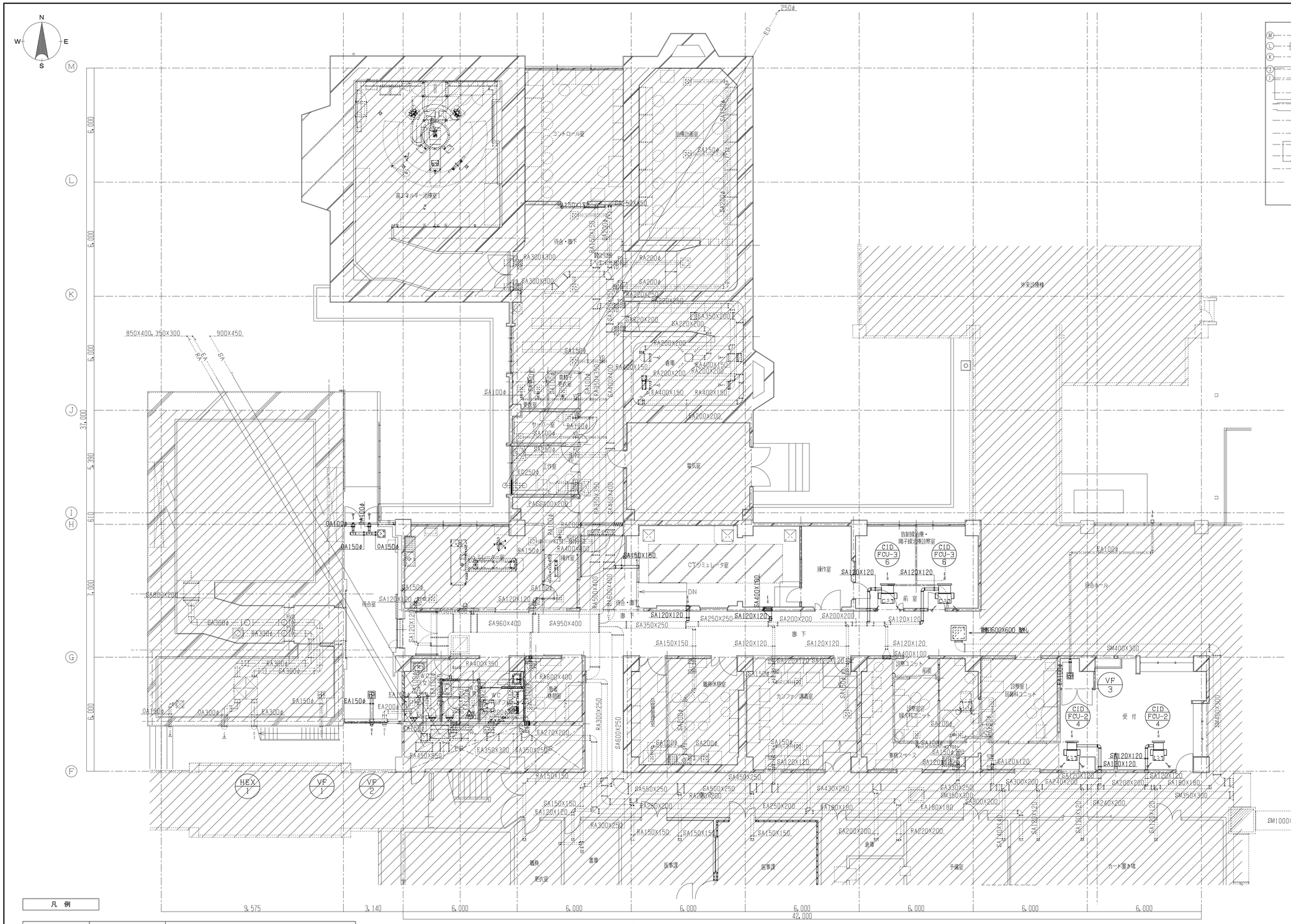

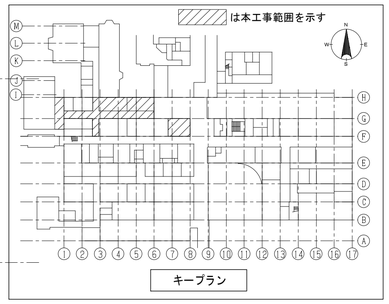

アスベスト含有ダクトフランジ部　数量表（参考）			
階	系統	サイズ	箇所数
1F	SA	120×120	21
1F	SA	502×126	8
1F	SA	628×126	8
1F	RA	502×165	4
1F	RA	628×165	4
1F	SA	150×150	2
1F	SA	400×100	2

（注記）
上記フランジ部はダクトフランジ前後を切断し
袋詰めを行い、非飛散性石綿含有廃棄物として
構外搬出適正処分すること。

凡　例

記　号	名　称	材　質
——SA——	空調送気ダクト	亜鉛鉄板製
——RA——	空調還気ダクト	亜鉛鉄板製
——OA——	外気送気ダクト	亜鉛鉄板製
——EA——	排気ダクト	亜鉛鉄板製

空気調和設備　1階平面図（ダクト）（改修前）S＝1／100

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ——— 太線は撤去、…… 破線は残置を示す。
3）器具、機器、ダクト撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
4）図中の ——⫼…… は撤去既設ダクト切断後フランジ止めを示す。

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200
			検印	図面名称 空気調和設備　1階平面図（ダクト）（改修前）	作製年月 令和6年2月
					図面番号 M－18
					図面枚数 22

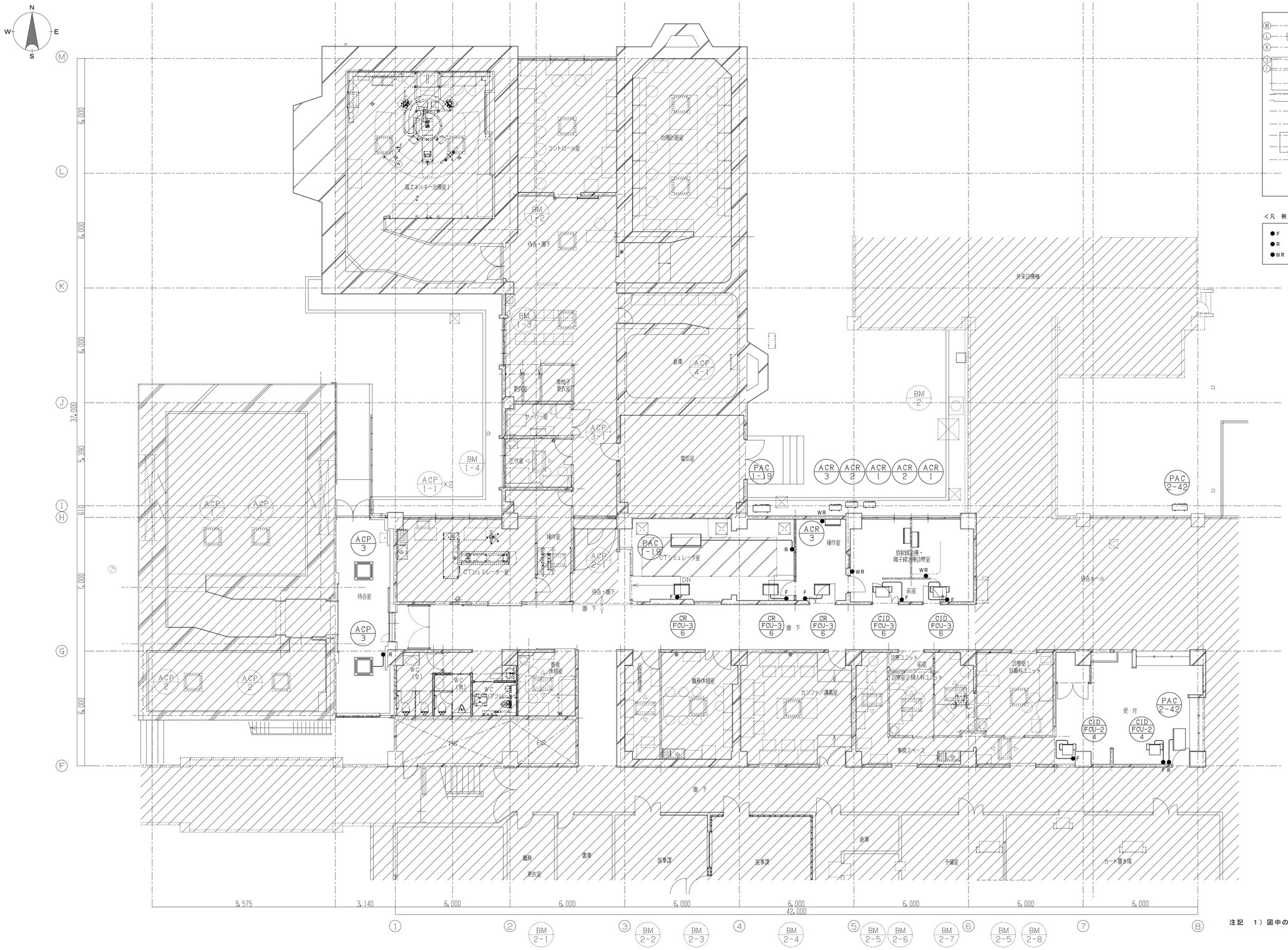

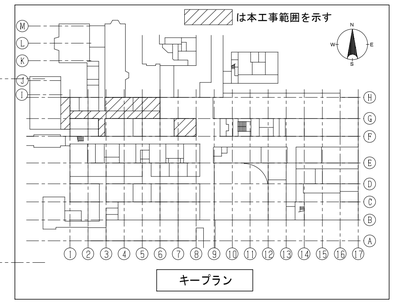

<凡　例>

●F	ファンコイルリモコン	IVx5	(E19)
●R	空調リモコン	VCTF1.25□-2C	(E19)
●WR	ワイヤレス空調リモコン		

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。

自動制御設備　1階平面図（改修前）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 M－19
			検印	図面名称 自動制御設備　1階平面図（改修前）	作製年月 令和6年2月	図面枚数 22

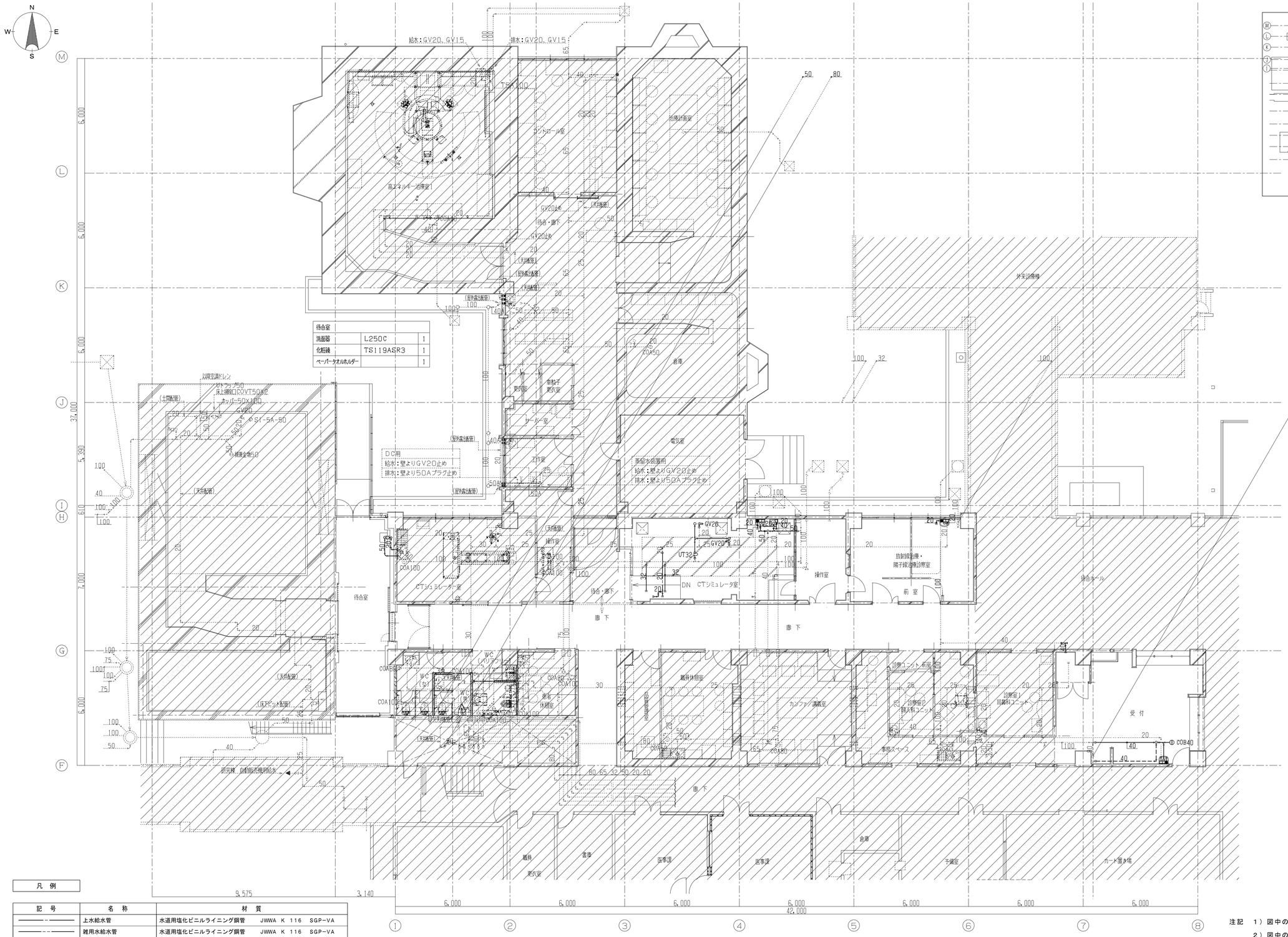

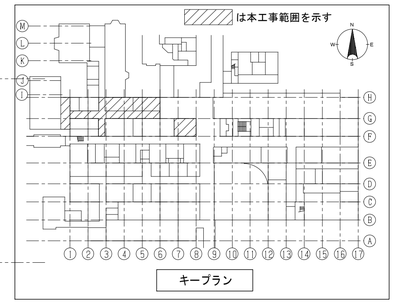

待合室		
洗面器	L250C	1
化粧鏡	TS119ASR3	1
ペーパータオルホルダー		1

CTシミュレータ室		
洗面器	L223CF	1
化粧鏡	450×600	1
手洗器	S-45	1
埋込化粧棚		1

放射線治療・陽子線治療診察室Ⅰ		
洗面器	L223CF	1

受付		
洗面器	L223CF	1
ミラーキャビネット		1
化粧鏡	450×600	1
止水栓		2

凡　例

記　号	名　称	材　質	
——— - ———	上水給水管	水道用塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116　SGP-VA
——— - - ———	雑用水給水管	水道用塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116　SGP-VA
——— I ———	給湯管（送り）	鋼管（L型）	JIS H 3300
——— II ———	給湯管（返り）	鋼管（L型）	JIS H 3300
———————	生活排水管	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JIS G 3452　SGP
———>———	汚水管	排水用鋳鉄管	CIP
- - - - - - - - -	通気管	配管用炭素鋼鋼管（白管）	JIS G 3452　SGP

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ——— 太線は撤去、…… 破線は残置を示す。
3）器具、配管撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
4）図中の ——H…… は撤去既設配管切断後プラグ止めを示す。

給排水衛生設備　1階平面図（改修前）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務 / 検印	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事 / 図面名称 給排水衛生設備　1階平面図（改修前）	縮尺 A1：1/100 A3：1/200 / 作製年月 令和6年2月	図面番号 M－20	図面枚数 22

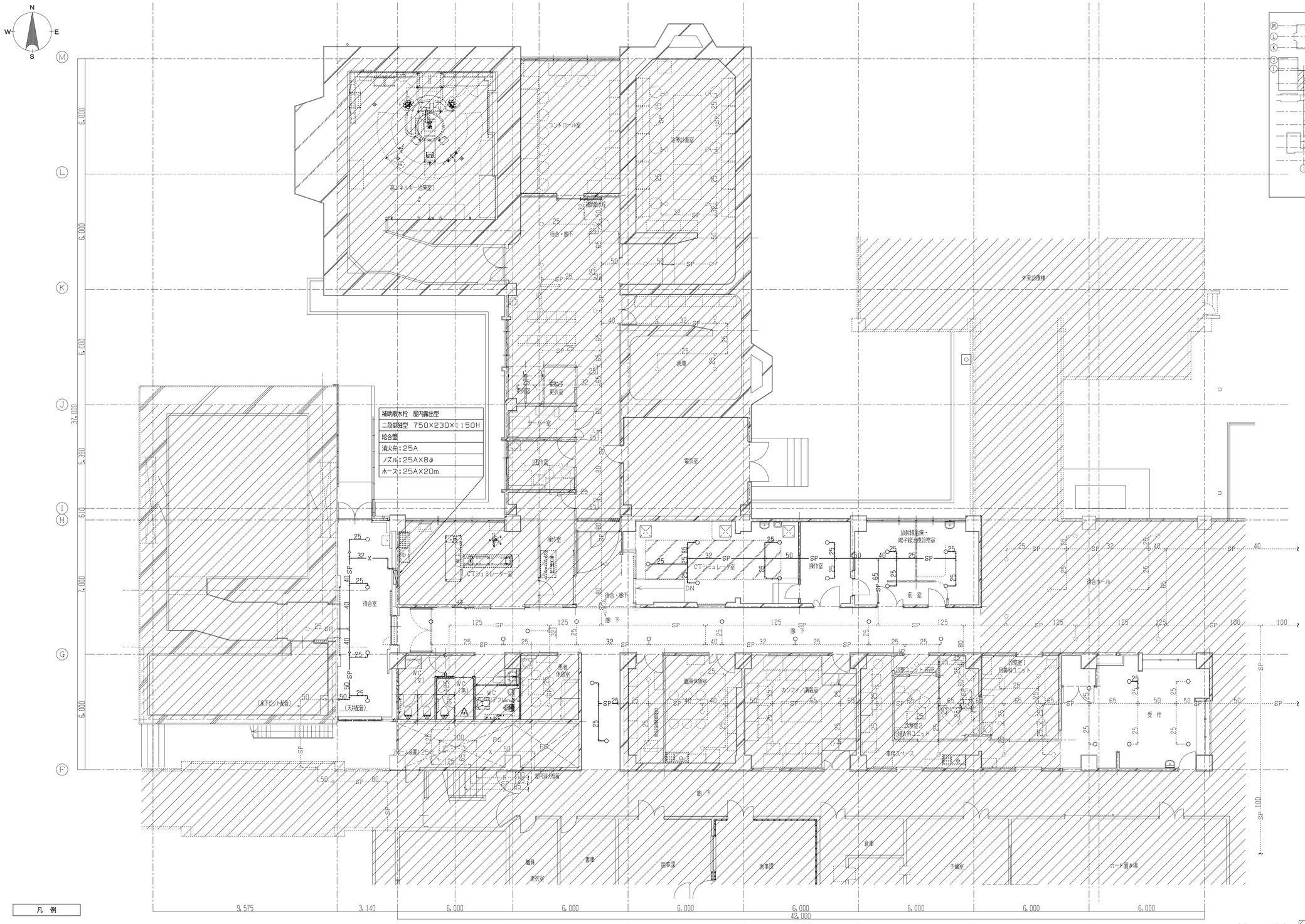

補助散水栓　屋内露出型
二段連結型　750×230×1150H
給合盤
消火弁：25A
ノズル：25A×8φ
ホース：25A×20m

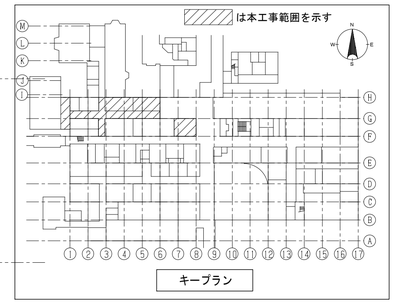

凡　例

記　号	名　称	材　質
——SP——	スプリンクラー消火管	配管用炭素鋼鋼管（白管）　JIS G 3452　SGP
⊽ —o—	閉鎖型ＳＰヘッド	

注記　１）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
２）図中の ——— 太線は撤去、····· 破線は残置を示す。
３）器具、配管撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
４）図中の ——⊣····· は撤去既設配管切断後プラグ止めを示す。

スプリンクラー設備　１階平面図（改修前）Ｓ＝１／１００

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－２１	図面枚数 ２２
			検印	図面名称 スプリンクラー設備　１階平面図（改修前）	作製年月 令和６年２月		

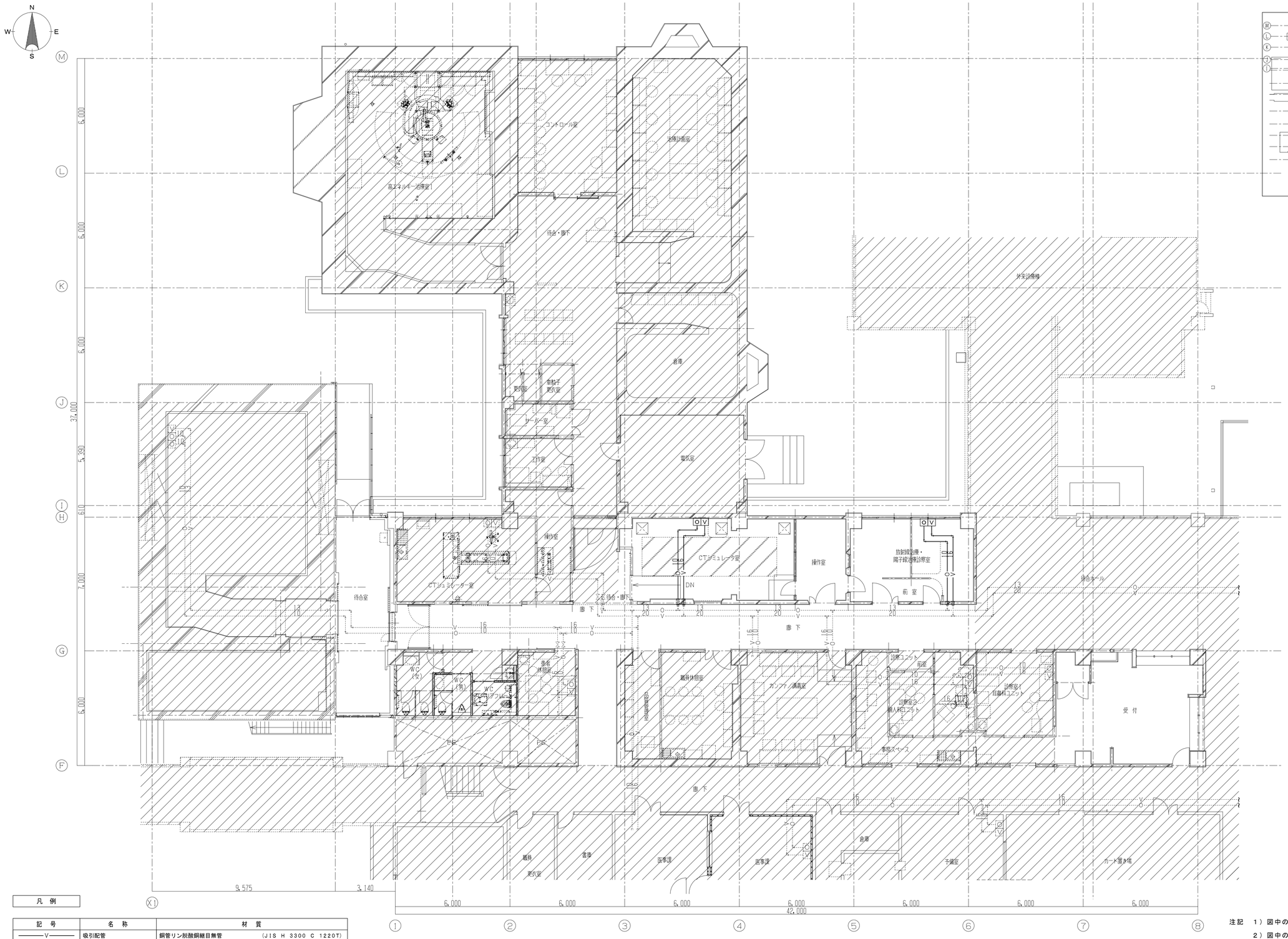

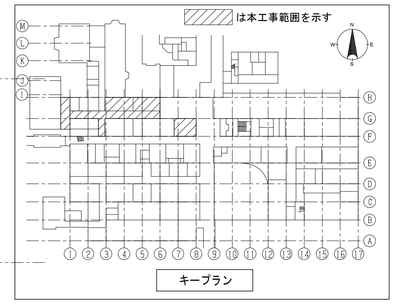

凡　例

記　号	名　称	材　質
——V——	吸引配管	銅管リン脱酸銅継目無管　(JIS H 3300 C 1220T)
——O——	酸素配管	銅管リン脱酸銅継目無管　(JIS H 3300 C 1220T)
V	吸引アウトレット	
O	酸素アウトレット	
——|——	キャップ止め閉塞	

注記　1）図中の ▨ は工事対象外範囲を示す。
2）図中の ——— 太線は撤去、…… 破線は残置を示す。
3）器具、配管撤去後の不要なスリーブは穴埋め補修を行うこと。
4）図中の ——\|…… は撤去既設配管切断後プラグ止めを示す。

医療ガス設備　1階平面図（改修前）S＝1／100

備考	岡山大学病院　施設管理課	株式会社 森村設計 代表取締役社長 森村　潔	設計業務名 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期設備設計業務	工事名称 岡山大学（医病）中央診療棟1階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面番号 M－22	図面枚数 22
			検印	図面名称 医療ガス設備　1階平面図（改修前）	作製年月 令和6年2月		

工　事　請　負　契　約　書（案）

工　事　名　　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

請負代金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円也）
上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人岡山大学　と、受注者　　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
第２条　工事は、岡山県岡山市北区鹿田町二丁目５番１号　岡山大学鹿田団地構内において施工する。
第３条　着工時期は、令和　　年　　月　　日とする。
第４条　完成期限は、令和　６年　８月３０日とする。
第５条　契約保証金は、金　　円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
第７条　請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき３回以内に支払うものとする。
第８条　請負代金については、金　　円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。
第９条　請負代金については、金　　円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。
第１０条　請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする
第１１条　完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
第１２条　別記の工事請負契約基準第３７を次のとおり読み替えるものとする。
第３７　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日から令和６年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
第１３条　別記の工事請負契約基準第３５第８項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、「年２．５％」である。
第１４条　この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものとする。

第１５条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
第１６条　この契約に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者･受注者は、次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和　６年　　月　　日

発　注　者

岡山市北区津島中一丁目１番１号
国立大学法人岡山大学
学　長　　那　須　保　友

受　注　者

競争加入者心得について

平成１６年４月１日
施設企画部長裁定
改正 平成２２年８月６日
改正 平成２３年１０月１日
改正 平成３０年４月１日
改正 平成３１年４月１日
改正 令和４年４月１日
改正 令和５年４月１日

（趣旨）

第１　国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては，国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。），国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。），国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令，国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令，その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか，この心得の定めるところによるものとする。

（競争加入者の資格）

第２　一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は，第２項及び第３項該当しない者であって，学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

２　学長は，売買，貸借，請負その他の契約につき一般競争に付するときは，特別の理由がある場合を除くほか，当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

３　学長は，次の各号の一に該当すると認められる者を，その事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても，また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　落札したが契約を締結しなかった者

五　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金）

第３　競争加入者は，入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，入札書の提出期限までに，その者の見積る入札金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。ただし，入札保証金の

全部又は一部の納付を免除された場合は，この限りではない。

（入札保証金に代わる担保）

第４　第３に規定する入札保証金に代わる担保とは，落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

（入札保証金等の納付）

第５　競争加入者は，入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また，振り込みを行った証として，国立大学法人岡山大学における入札保証金等取扱要項（以下「要項」という。）別紙第１号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて，学長に提出しなければならない。

第６　削除

第７　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第４に規定する銀行等の保証であるときは，当該保証を証する書面を要項別紙第３号様式の入札保証金に代わる保証証書･証券提出書に添付して，学長に提出しなければならない。

第８　削除

第９　競争加入者は，第３ただし書の場合において，入札保証金の納付を免除された理由が，保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには，当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第１０　競争加入者は，第３ただし書の場合において，　入札保証金の納付を免除された理由が，　銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには，当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第１１　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは，契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し，契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは，契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の法人帰属）

第１２　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは，本学に帰属するものとする。

（入札）

第１３　競争加入者は，契約書案，図面，仕様書，現場説明書等を熟覧し，また暴力団排除に関する制約事項（別添）に同意の上，入札しなければならない。この場合において，契約書案，図面，仕様書，現場説明書等について疑義があるときは，関係職員の説明を求めることができる。

第１４　競争加入者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　競争加入者は，入札に当たっては，競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に価格を定めなければならない。
３　競争加入者は，落札者の決定前に，他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
４　第２項及び前項の入札金額には，入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）
第１５　競争加入者のうち，入札を辞退しようとする者は，次の各号に掲げるところにより，入札を辞退することができる。
一　入札執行前にあっては，別紙第２号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお，電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は，　入札辞退届を入力画面上において作成のうえ，提出することができる。
二　入札執行中にあっては，入札辞退届又はその旨を明記した入札書を，学長に直接提出するものとする。
２　入札を辞退した者は，これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）
第１６　競争加入者又はその代理人は，当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第１７　競争加入者は，第２第２項及び第３項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。
　なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

（入札場の自由入退場の禁止）
第１８　入札場には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第３２の立会い職員以外の者は入場することができない。

第１９　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻以後においては，入札場に入場することができない。

第２０　競争加入者又はその代理人は，入札場に入場しようとするときは，入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし，写真機，複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第２１　競争加入者又はその代理人は，学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札場を退場することができない。

第２２　入札場において，公正な執行を妨げようとした者は，入札場から退去させるものとする。

第２３　入札場において，公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために連合した者は，入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）
第２４　競争加入者は，別紙第３号様式による入札書を作成し，当該入札書を封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）及び工事名称を表記し，入札公告に示した日時までに，その入札執行場所に提出しなければならない。
　なお，電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は，入札書を入力画面上において作成し，入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
２　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には，入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第２５　入札書は，書留郵便をもって提出することができる。この場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を記載し，中封筒に入札件名及び入札日時を記載し，　学長あての親展で提出しなければならない。

第２６　前項の入札書は，入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第２７　代理人が入札する場合は，入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
２　代理人が電子入札システムにより入札する場合は，代理人による電子署名がされ，　有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）
第２８　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）
第２９　競争加入者は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）
第３０　学長は，競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正 に執行できない状況にあると認めたときは，当該競争加入者を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）
第３１　次の各号の一に該当する入札書は，これを無効のものとして処理する。

一　一般競争の場合において，入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
二　指名競争の場合において，指名をしていない者の提出した入札書
三　請負に付される工事の表示，入札金額の記載又は記録のない入札書
四　競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
五　代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載 及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には，正当な代理であることが代理人委任状その他で確認 されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
六　請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
七　入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
八　入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
九　所定の入札保証金，入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
十　入札公告，公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
十一　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
十二　その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）
第３２　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）
第３３　有効な入札書を提出した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，総合評価落札方式の場合については，この限りではない。

第３４　予定価格が２，０００万円以上のものについては，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。 この場合において，当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は，学長の行う調査に協力しなければならない。

第３５　予定価格が２，０００万円以上のものについて， 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第３６　第３４及び第３５の規定により契約の相手方を決定したときは，他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）
第３７　開札をした場合において， 競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵送による入札を行った者がある場合において，直ちに再度の入札を行うことができないときは，学長が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格・同評価値の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第３８　落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は，評価値が最も高い者）が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

（契約書の作成）
第３９　契約書を作成する場合においては，落札者は，学長から交付された契約書案に記名押印し，落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，学長が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第４０　落札者が第３９に定める期間内に契約書を提出しないときは，落札の決定を取り消すものとする。

（契約保証金）
第４１　契約の相手方は，入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，指定の期日までに契約金額の１００分の１０以上（ 政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は，１００分の３０以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。ただし，契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は，この限りではない。

（契約保証金等の納付）
第４２　契約の相手方は，契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また，振り込みを行った証として，要項別紙第２号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて，納付しなければならない。

第４３　第４１条に規定する契約保証金に代わる担保とは，債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

第４４　削除

第４５　契約の相手方は，契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは，当該保証を証する書面を要項別紙第４号様式の契約保証金に代わる保証証書･証券提出書（以下「契約保証金に代わる保証証書･証券提出書」という。）に添付して，学長に提出しなければならない。

第４６　契約の相手方は，契約保証金として提供する担保が第４５に規定するもの以外のものであるときは，当該担保を契約保証金に代わる保証証書･証券提出書に 添付して，学長に提出しなければならない。

第４７　契約の相手方は，第４１ただし書の場合において，契約保証金の納付を免除された理由が，保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第４８　契約の相手方は，第４１ただし書の場合において，契約保証金の納付を免除された理由が，公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは，当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

第４９　削除

（契約保証金の法人帰属）
第５０　落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は，これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは，本学に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）
第５１　契約保証金又は契約保証金の担保は，契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは，これを還付する。

（異議の申立）
第５２　入札をした者は，入札後，この心得，図面，仕様書，現場説明書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

別紙第２号様式

入 札 辞 退 届

〔 請負に付される工事名 〕

このたび，都合により入札を辞退いたします。

年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔 住 所 〕
〔 氏名，押印 〕

別紙第３号様式

入 札 書

〔 請負に付される工事名 〕

入札金額　　金　　円也

工事請負契約基準を熟知し，図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして，　入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

〔 住 所 〕
〔 氏名，押印 〕

備考
(1) 競争加入者が法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
(2) 代理人が入札するときは，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），　代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し，かつ押印すること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

1　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
2　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記第１号

工事請負契約基準

この基準は，工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第１　発注者及び受注者は，契約書及びこの契約基準に基づき，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その請負代金を支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については，契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

４　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　契約書及びこの契約基準に定める催告，請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

７　契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

１１　この契約に係る訴訟については，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

１２　受注者が共同企業体を結成している場合においては，発注者は，この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし，発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，受注者は，発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２　発注者は，受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において，必要があるときは，その施工につき，調整を行うものとする。この場合においては，受注者は，発注者の調整に従い，当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第３　受注者は，この契約締結後１５日以内に設計図書に基づいて，工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。ただし，発注者が，受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は，この限りでない。

２　内訳書には，健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

３　内訳書及び工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納入

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行，発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第７項において「保証の額」という。）は，請負代金額の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は，当該保証は第５４第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　受注者は，第１項の規定にかかわらず，発注者が特に必要があると認めるときは，この契約の締結と同時に，この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

５　前項の規定により受注者が付す保証は，第５４第３項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

６　前４項の場合において，保証金額は，請負代金額の１０分の３以上としなければならない。

７　請負代金額の変更があった場合には，第１項の場合においては，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで，第４項の場合においては，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の３に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。

８　受注者が，第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号若しくは第５号又は第４項に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納入を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第１３第２項の規定による検査に合格したもの及び第３８第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは，発注者は，特段の理由がある場合を除き，受注者の請負代金債権の譲渡について，第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は，前項の規定により，第１項ただし書の承諾を受けた場合は，請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず，またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６　受注者は，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７　発注者は，受注者に対して，下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）
第７の２　受注者は，次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい，当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず，受注者は，次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて，当該各号に定める場合は，社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合。
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし，当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合。
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が，受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め，当該期間を延長したときは，その延長後の期間）以内に，受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
３　受注者は，次の各号に掲げる場合は，発注者の請求に基づき，違約罰として，当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において，同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１０分の１に相当する額
二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において，同号イに定める特別の事情があると認められず，かつ，受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額
（特許権等の使用）
第８　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料，施工方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその工事材料，施工方法等を指定した場合において，設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督職員）
第９　発注者は，監督職員を置いたときは，その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
２　監督職員は，この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議
二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
三　設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
３　発注者は，２名以上の監督職員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を，監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。
５　契約書及びこの契約基準に定める催告，請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督職員を経由して行うものとする。この場合においては，監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
６　発注者が監督職員を置かないときは，契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は，発注者に帰属する。
（現場代理人及び主任技術者等）
第１０　受注者は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，設計図書に定めるところにより，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
一　現場代理人
二　専任の主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
三　監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
四　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
２　現場代理人は，この契約の履行に関し，工事現場に常駐し，その運営，取締りを行うほか，請負代金額の変更，工期の変更，請負代金の請求及び受領，第１２第１項の請求の受理，第１２第３項の決定及び通知，第１２第４項の請求，第１２第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は，第２項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人，監理技術者等（監理技術者，監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は，これを兼ねることができる。
（履行報告）
第１１　受注者は，設計図書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に，報告しなければならない。
（工事関係者に関する措置請求）
第１２　発注者は，現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては，それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督職員は，監理技術者等，専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任す

る者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
３　受注者は，前２項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
４　受注者は，監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
５　発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。
（工事材料の品質及び検査等）
第１３　工事材料の品質については，設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては，中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
２　受注者は，設計図書において監督職員の検査（確認を含む，以下第１３において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において，当該検査に直接要する費用は，受注者の負担とする。
３　監督職員は，受注者から前項の検査を請求されたときは，請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は，工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は，前項の規定にかかわらず，第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については，当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）
第１４　受注者は，設計図書において監督職員の立会いの上調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，当該立会いを受けて調合し，又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
２　受注者は，設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については，当該立会いを受けて施工しなければならない。
３　受注者は，前２項に規定するほか，発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは，設計図書に定めるところにより，当該見本又は工事写真等の記録を整備し，監督職員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
４　監督職員は，受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは，当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
５　前項の場合において，監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため，その後の工程に支障をきたすときは，受注者は，監督職員に通知した上，当該立会い又は見本検査を受けることなく，工事材料を調合して使用し，又は工事を施工することができる。この場合において，受注者は，当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し，監督職員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
６　第１項，第３項及び前項の場合において，見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は，受注者の負担とする。
（支給材料及び貸与品）
第１５　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによる。
２　監督職員は，支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては，受注者の立会いの上，発注者

の負担において，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において，当該検査の結果，その品名，数量，品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めたときは，受注者は，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
３　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
４　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に種類，品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
５　発注者は，受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において，必要があると認められるときは，当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し，支給材料若しくは貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能を変更し，又は理由を明示した書面により，当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
６　発注者は，前項に規定するほか，必要があると認めるときは，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能，引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
７　発注者は，前２項の場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
８　受注者は，支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
９　受注者は，設計図書に定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
１０　受注者は，故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
１１　受注者は，支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは，監督職員の指示に従わなければならない。
（工事用地の確保）
第１６　発注者は，工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。
２　受注者は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第１６において同じ。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定める。
（設計図書不適合の場合の改造義務，破壊検査等）
第１７　受注者は，工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において，監督職員がその改造を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適

合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　監督職員は，受注者が第１３第２項又は第１４第１項から第３項までの規定に違反した場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して検査することができる。
３　前項に規定するほか，監督職員は，工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，当該相当の理由を受注者に通知して，工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前２項の場合において，検査及び復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
（条件変更等）
第１８　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督職員に通知し，その確認を請求しなければならない。
一　設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること
三　設計図書の表示が明確でないこと
四　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
２　監督職員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。
３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後１４日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）
第１９　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工事の中止）
第２０　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって，受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事の中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
３　発注者は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（著しく短い工期の禁止）
第２１　発注者は，工期の延長又は短縮を行うときは，この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
（受注者の請求による工期の延長）
第２２　受注者は，天候の不良，第２の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。
２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。発注者は，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（発注者の請求による工期の短縮等）
第２３　発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工期の変更方法）
第２４　工期の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日（第２２の場合にあっては，発注者が工期変更の請求を受けた日，第２３の場合にあっては，受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
（請負代金額の変更方法等）
第２５　請負代金額の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
３　契約書及びこの契約基準の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者と受注者とが協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第２６　発注者又は受注者は，工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２　発注者又は受注者は，前項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を超える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は，第２６の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては，同項中「請負契約締結の日」とあるのは，「直前の第２６に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が第１項，第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２７　受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２　前項の場合においては，受注者は，そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者がその費用を負担する。

（一般的損害）

第２８　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第２９第１項若しくは第２項又は第３０第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２９　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害（第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第２９において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，発注者がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第３０　工事目的物の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては，当該基準を超えるものに限る。）であって，発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により，工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５８第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第３０において同じ。）の状況を確認し，その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は，前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは，当該損害の額（工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３第２項，第１４第１項若しくは第２項又は第３８第３項の規定による検査，立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が上記の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と，「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と，「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３１　発注者は，第８，第１５，第１７から第２０まで，第２２，第２３，第２６から第２８まで，第３０又は第３４の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２　受注者は，工事が完成したときは，その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，工事の完成を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

３　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。

４　発注者は，第２項の検査によって工事の完成を確認した後，受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは，直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は，受注者が前項の申出を行わないときは，当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，受注者は，当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は，工事が第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第３３　受注者は，第３２第２項（第３２第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは，工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から６０日内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により第３２第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３４　発注者は，第３２第４項又は第５項の規定による引渡し前においても，工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては，発注者は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は，第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３５　国立大学法人岡山大学建設工事等に係る前払金等支払い要項により，受注者は，保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は，第１項の規定により前払金の支払を受けた後，保証事業会社と中間前払金に関し，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては，前項の規定を準用する。

４　受注者は，前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは，あらかじめ，発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において，発注者又は発注者の指定する者は，受注者の請求があったときは，直ちに認定を行い，当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

５　受注者は，請負代金額が著しく増額された場合においては，その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは，中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは，中間前払金を含む。以下第３７まで，第４１及び第５３において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては，第２項の規定を準用する。

６　受注者は，請負代金額が著しく減額された場合において，受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）を超えるときは，受注者は，請負代金額が減額された日から３０日以内に，その超過額を返還しなければならない。ただし，本項の期間内に第３８又は第３９の規定による支払をしようとするときは，発注者は，その支払額の中からその超過額を控除することができる。

７　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは，受注者は，その超過額を返還しないものとし，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは，受注者は，受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

８　発注者は，受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく，政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３６　受注者は，第３５第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は，前項に定める場合のほか，請負代金額が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は，前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３７　受注者は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３８　受注者は，工事の完成前に，出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第１３第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの，監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について，次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２　受注者は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は，前項の場合において，当該請求を受けた日から１４日以内に，受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，同項の確認をするための検査を行い，当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
５　受注者は，第３項の規定による確認があったときは，部分払を請求することができる。この場合においては，発注者は，当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は，次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
　部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）
７　第５項の規定により部分払金の支払があった後，再度部分払の請求をする場合においては，第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
（部分引渡し）
第３９　工事目的物について，発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の工事が完了したときについては，第３２中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と，「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と，「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と，第３２第５項及び第３３中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて，これらの規定を準用する。
２　前項の規定により準用される第３３第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は，次の式により算定する。この場合において，指定部分に相応する請負代金の額は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が前項の規定により準用される第３３第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
　部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）
（国庫債務負担行為に係る契約の特則）
第４０　国庫債務負担行為に係る契約においては，発注者は，予算上の都合その他の必要があるときは，各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。
（国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則）
第４１　国庫債務負担行為に係る契約の前金払については，第３５中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と，第３５及び第３６中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第３８第１項の請負代金相当額（以下第４１及び第４２において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において，当該会計年度の当初に部分払をしたときは，当該超過額を控除した額）」と読み替えて，これらの規定を準用する。ただし，この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
２　前項の場合において，契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには，同項の規定より準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において，契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには，同項の規定により準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
４　第１項の場合において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには，同項の規定により準用される第３５第１項の規定にかかわらず，受注者は，請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
５　第１項の場合において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには，その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては，第３６第３項の規定を準用する。
（国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則）
第４２　国庫債務負担行為に係る契約において，前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては，受注者は，当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし，契約会計年度以外の会計年度においては，受注者は，予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
２　この契約において，前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については，第３８第６項及び第７項の規定にかかわらず，次の式により算定する。
一　中間前払金を選択しない場合
　部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額
二　中間前払金を選択した場合
　部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額
３　第１項本文の規定にかかわらず，中間前払金を選択した場合には，出来高超過額について部分払を請求することはできない。
（契約不適合責任）
第４３　発注者は，引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは，受注者に対し，目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，その履行の追完に過分の費用を要するときは，発注者は，履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告をすることなく，直ちに代金の減額を請求することができる。
一　履行の追完が不能であるとき。
二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（発注者の任意解除権）

第４４　発注者は，工事が完成するまでの間は，第４５又は第４６の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。
２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。
（発注者の催告による解除権）
第４５　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。
一　第５第４項に規定する書類を提出せず，又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
二　正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
三　工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
四　第１０第１項第２号又は第３号に掲げる者を設置しなかったとき。
五　正当な理由なく，第４３第１項の履行の追完がなされないとき。
六　前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない解除権）
第４６　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。
一　第５第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
二　第５第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において，その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ，契約の目的を達成することができないものであるとき。
五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
八　前各号に掲げる場合のほか，受注者がその債務の履行をせず，発注者が第４５の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下第４６において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下第４６において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
十　第５０又は第５１の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が，イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に，発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め，受注者がこれに従わなかったとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４７　第４５各号又は第４６各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，第４５及び第４６の規定による契約の解除をすることができない。
（契約保証金）
第４８　受注者は，契約保証金を納入した契約において，請負代金額の増額の変更をした場合は，増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として，発注者の指示に従い，直ちに納入しなければならない。
２　受注者が契約事項を履行しなかった場合において，契約保証金を納入しているときは，当該契約保証金は，発注者に帰属するものとする。
（公共工事履行保証証券による保証の請求）
第４９　第４第１項又は第４項の規定による保証が付された場合において，受注者が第４５各号又は第４６各号のいずれかに該当するときは，発注者は，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人に対して，他の建設業者を選定し，工事を完成させるよう，請求することができる。
２　受注者は，前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して，この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には，代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
一　請負代金債権（前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として，受注者に既に支払われたものを除く。）
二　工事完成債務
三　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
四　解除権
五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２９の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
３　発注者は，前項の通知を代替履行業者から受けた場合には，代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において，当該公共工事履行保証証券の規定に基づき，保証人から保証金が支払われたときは，この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は，当該保証金の額を限度として，消滅する。
（受注者の催告による解除権）
第５０　受注者は，発注者がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは，この限りでない。
（受注者の催告によらない解除権）
第５１　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。
一　第１９の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。
二　第２０の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が工事の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。
（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第５２　第５０又は第５１各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受注者は，第５０及び第５１の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第５３　発注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合においては，出来形部分を検査の上，当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし，当該引渡しを受けたときは，当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
２　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
３　第１項の場合において，第３５（第４１において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは，当該前払金の額（第３８及び第４２の規定による部分払をしているときは，その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において，受領済みの前払金額になお余剰があるときは，受注者は，解除が第４５，第４６又は第５４第３項の規定によるときにあっては，その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を，解除が第４４，第５０又は第５１の規定によるときにあっては，その余剰額を発注者に返還しなければならない。
４　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，支給材料があるときは，第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き，発注者に返還しなければならない。この場合において，当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき，又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
５　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，貸与品があるときは，当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
６　受注者は，この契約が工事の完成前に解除された場合において，工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。
７　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，この契約の解除が第４５，第４６又は第５４第３項の規定によるときは発注者が定め，第４４，第５０又は第５１の規定によるときは，受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，第４項後段，第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
第５４　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
一　工期内に工事を完成することができないとき。
二　この工事目的物に契約不適合があるとき。
三　第４５又は第４６の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
四　前３号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は，請負代金額の１０の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　第４５又は第４６の規定により，工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
二　工事目的物の完成前に，受注者がその債務の履行を拒否し，又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。
一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成１６年法律７５号）の規定により選任された破産管財人
二　受注者について更正手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号に該当し，発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は，請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年３パーセントの割合で計算した額とする。
６　第２項の場合（第４６第９号又は第１１号の規定により，この契約が解除された場合を除く）において，第４の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
第５５　受注者は，発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。
一　第５０又は第５１の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第３３第２項（第３９において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，遅延利息率を乗

じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第５６　受注者（共同企業体にあっては，その構成員）が，次に掲げる場合のいずれかに該当したときは，受注者は，発注者の請求に基づき，請負代金額（この契約締結後，請負代金額の変更があった場合には，変更後の請負代金額。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し，受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し，又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより，公正取引委員会が受注者に対し，独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い，当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは，受注者等に対する命令で確定したものをいい，受注者等に対して行われていないときは，各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において，この契約に関し，独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により，受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において，この契約が，当該期間（これらの命令に係る事件について，公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い，これが確定したときは，当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し，受注者（法人にあっては，その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し，次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは，受注者は，発注者の請求に基づき，請負代金額の１０分の１に相当する額のほか，請負代金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について，独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において，受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者は，契約の履行を理由として，第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において，発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約不適合責任期間等）

第５７　発注者は，引き渡された工事目的物に関し，第３２第４項又は第５項（第３９においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下第５７において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ，契約不適合を理由とした履行の追完の請求，損害賠償の請求，代金の減額の請求又は契約の解除（以下第５７において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず，設備機器本体等の契約不適合については，引渡しの時，発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ，受注者は，その責任を負わない。ただし，当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については，引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は，具体的な契約不適合の内容，請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して，受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り，その旨を受注者に通知した場合において，発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは，契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は，第１項又は第２項の請求等を行ったときは，当該請求等の根拠となる契約不適合に関し，民法の消滅時効の範囲で，当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は，契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は，民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は，契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は，工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに受注者に通知しなければ，当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし，受注者がその契約不適合があることを知っていたときは，この限りでない。

９　この契約が，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には，工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は，１０年とする。この場合において，前各項の規定は適用しない。

１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは，発注者は当該契約不適合を理由として，請求等をすることができない。ただし，受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（火災保険等）

第５８　受注者は，工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下第５８において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険，建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下第５８において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は，前項の規定により保険契約を締結したときは，その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

３　受注者は，工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは，遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第５９　受注者がこの契約に基づく制裁金，賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第６０　契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には，発注者及び受注者は，建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず，現場代理人の職務の執行に関する紛争，監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等の工事の

施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については，第１２第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第１２第５項の規定により発注者が決定を行った後，又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第１２第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ，発注者及び受注者は，前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６１　発注者及び受注者は，その一方又は双方が第６０の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，第６０の規定にかかわらず，仲裁合意書に基づき，審査会の仲裁に付し，その仲裁判断に服する。

（補則）

第６２　この契約基準に定めのない事項は，必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入　　札　　書

工 事 名　　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期電気設備工事

入札金額　　金　　円也

国立大学法人岡山大学工事請負契約基準を熟知し，図面及び仕様書に従って，上記の工事を実施するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

競 争 加 入 者

住　　所

会　社　名

代 表 者 名　　㊞

□　代　理　人　　㊞

□　復 代 理 人　　㊞

（備考）　(1) 該当の□にレを表示すること。

様式１

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者）

住　所

会社名

代表者名　　印

私は，下記の者を代理人と定め，貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

１　受　任　者

２　委 任 事 項　　（１）　工事請負に関する一切の件

（２）　復代理人選任及び解任の件

３　工　事　名　　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

４　受任者（代理人）使用印鑑

（注）本様式は本店から契約権限を有する支店等への委任様式である。

様式３

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者の代理人）

住　所

会社名

氏　名　　印

私は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（競争加入者）の復代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

令和６年３月１２日　国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び見積りに関する件

工事名　　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

受任者（復代理人）使用印鑑

（注）支店等の社員等が競争加入者（本店の代表者）の復代理人となる場合の委任様式である。

様式２

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

委任者（競争加入者）

住　所

会社名

代表者名　　印

私は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

令和６年３月１２日　国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び見積りに関する件

工事名　　岡山大学（医病）中央診療棟１階放射線科改修Ⅱ期機械設備工事

受任者（代理人）使用印鑑